

# 朝霞市災害廃棄物処理計画



令和6年3月

---

# 目 次

---

## 第1章 総 則

1	背景及び目的	3
2	計画の位置付け	4
3	基本事項	5
3. 1	想定する災害	5
3. 2	対象とする災害廃棄物の種類	7
3. 3	災害廃棄物処理の基本方針	8
3. 4	災害廃棄物の処理主体	8
3. 5	災害廃棄物処理に係る業務内容	10

## 第2章 災害廃棄物処理に関する情報及び体制

1	組織体制・指揮命令系統	13
2	情報収集・連絡体制	15
2. 1	情報収集・連絡体制	15
2. 2	関係機関と共有する情報	15
2. 3	災害廃棄物処理担当において行う情報収集	17
2. 4	一般廃棄物処理施設に関連して必要となる情報	17
3	協力・支援体制	18
3. 1	自衛隊、警察、消防等との連携	18
3. 2	広域的な支援	18
4	教育・訓練	20
5	計画の見直し	20

## 第3章 災害廃棄物対策

1	一般廃棄物処理施設等	21
1. 1	一般廃棄物処理施設の現況	21
1. 2	一般廃棄物処理施設等への災害対策	23
2	災害廃棄物処理業務の内容	24
2. 1	災害廃棄物発生量・要処理量の算定	24
2. 2	処理スケジュール	26
2. 3	処理フロー	27
2. 4	収集運搬計画	28
2. 5	仮置場の設置、運営管理、返却	29
2. 6	仮設処理施設	33
2. 7	環境モニタリング	34
2. 8	再生利用	35
2. 9	最終処分	36

2. 1 0	がれき撤去、損壊家屋等の解体・撤去	36
2. 1 1	広域的な処理・処分	36
2. 1 2	適正処理が困難な廃棄物の対策	38
2. 1 3	思い出の品	38
2. 1 4	避難所ごみ・生活系ごみ	39
2. 1 5	し尿処理	40
3	市民への広報・啓発	41
3. 1	広報	41
3. 2	相談窓口	45
4	発災時における県への事務委託	45
5	災害廃棄物処理実行計画	46
6	国庫補助	47

---

# 第1章 総 則

---

## 1 背景及び目的

わが国では、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの地震災害、台風や前線などによる豪雨災害など、多くの自然災害とともに暮らしていくことが求められています。また、災害による被害は多様で多岐にわたることから、災害廃棄物の処理にあたっては柔軟な対応が必要です。このため、災害廃棄物処理の実務に必要な情報を取りまとめ、行動の拠り所となる考え方を示し、迅速かつ的確に行動できるようにすることを目的として、「朝霞市災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

近年に発生した大規模災害を踏まえ、国では平成30年3月に「災害廃棄物対策指針」を改定したほか、埼玉県では平成29年3月に「災害廃棄物処理指針」を策定するなど、災害への備えを進めています。また、朝霞市（以下「本市」という。）においては、平成28年3月に「朝霞市地域防災計画」が策定されています。本計画は、これらの計画と整合を図りながら、災害廃棄物の処理に関して、平時の備えと災害発生時の行動指針について、取りまとめたものです。

この計画は、本市における災害廃棄物を適正に処理するための計画として策定しています。従って、計画の対象地域は本市全域とします。

現在、老朽化したごみ処理施設を効率よく更新するため、令和12年度の新施設稼働開始を目標として、本市と和光市でごみ処理の広域化に向けて、準備を進めています。新施設稼働開始後は、様々な検討条件がこの計画とは異なってくるため、災害廃棄物の処理に関する計画を別途策定します。従ってこの計画は、策定時点から新施設稼働開始までの間を対象期間とします。

なお、平成31年4月に策定した「朝霞市災害廃棄物処理計画（初期対応版）」については、本計画に内容を更新し、統合するものとします。

## 2 計画の位置付け

本計画は、図 1-1 に示すとおり、関連する諸計画等と内容の整合を図りながら、本市における災害廃棄物の処理に関して、平時の備えと災害発生時の行動指針について記述しています。なお、実際に災害が発生した場合には、被害状況に応じて柔軟に運用するものとします。

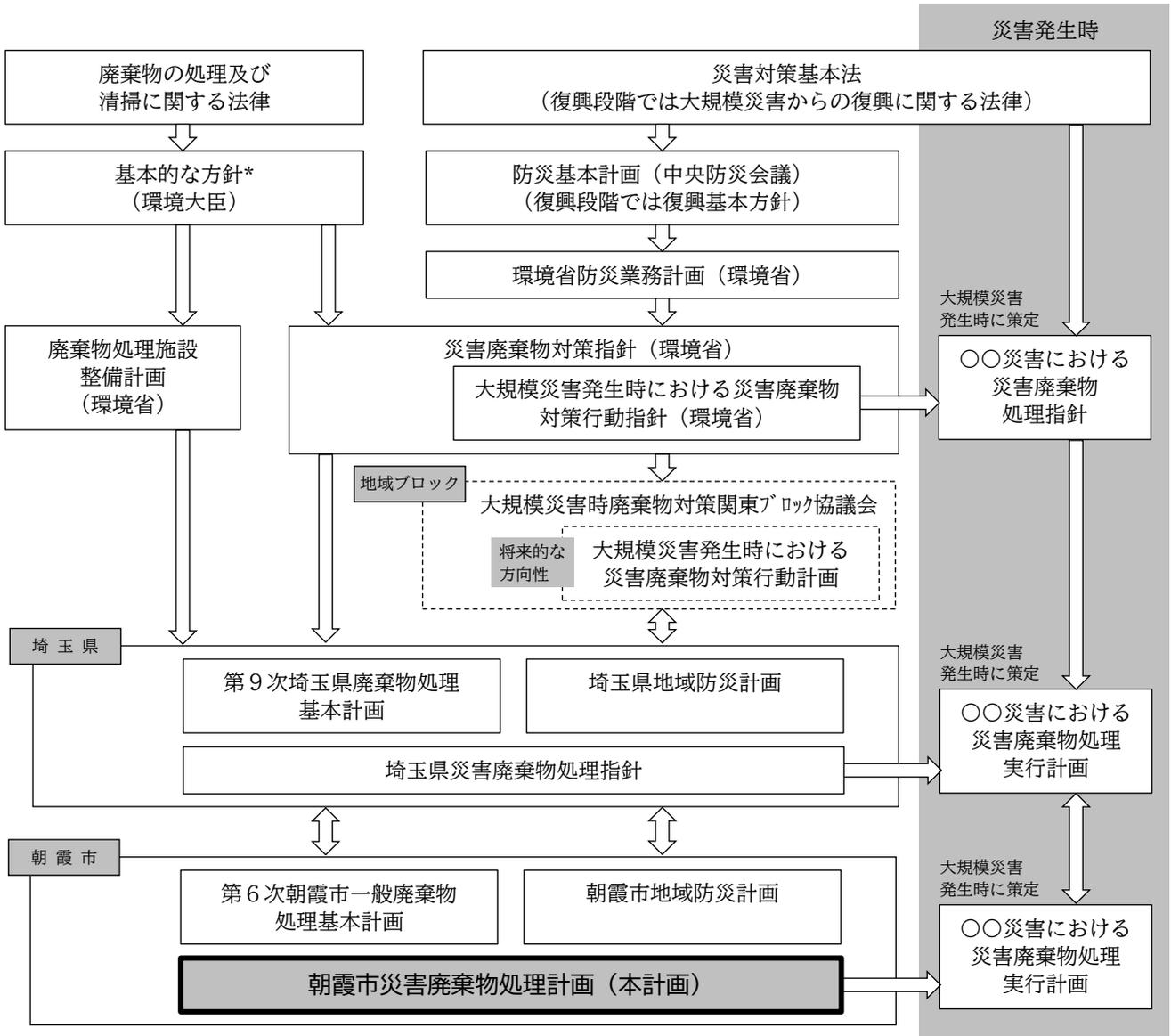


図 1-1：本計画の位置付け

\*基本的な方針 = 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

### 3 基本事項

#### 3.1 想定する災害

本計画において想定する災害は、発生する可能性が高いものとして、地震災害と風水害とします。また、火山災害（噴火）による火山灰は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）における廃棄物に該当しないものの、朝霞市地域防災計画では環境班が火山灰を収集処分することが定められており、また、処理すべき量が格別に多いことなどから、参考情報として火山灰の処理についても記述します。

##### (1) 地震災害

朝霞市地域防災計画で想定している地震災害と同じ内容を想定します。

表 1-2：想定する地震災害の概要

想定災害	朝霞市直下の北米プレートとフィリピン海プレートの境界部で発生するマグニチュード 7.3 の地震
震度	震度 6 強～震度 6 弱 地盤の軟弱な地区ほど震度は大きくなる傾向
避難等の状況	避難者数 2,117 人（建物被害による全避難者） 避難所数 33 か所（うち 3 か所は福祉避難所）

表 1-3：想定する災害廃棄物の量

	被害棟数 (注記 1)	災害廃棄物の量（単位：トン）（注記 2）					合計
		可燃物	不燃物	コンクリートから	金属	柱角材	
全壊	251 棟	3,233	11,315	23,438	1,212	1,212	40,411
半壊	2,022 棟	5,176	18,117	37,528	1,941	1,941	64,704
焼失(木造)	35 棟	4	2,434	1,161	150	0	3,745
焼失(非木造)	14 棟	2	378	1,436	76	0	1,890
	2,322 棟	8,415	32,244	63,564	3,379	3,153	110,750

注記 1：被害棟数は、朝霞市地域防災計画から引用

注記 2：災害廃棄物の量は、「災害廃棄物発生量推計シート」（埼玉県資源循環推進課作成）により算出

注記 3：焼失棟数は、朝霞市地域防災計画の焼失棟数 49 棟に対して、市内の住宅構造の割合（木造 71.4%、非木造 28.6%）を乗じて算出

注記 4：端数処理や重量構成割合の設定により、合計が一致しない欄があります。

## (2) 風水害

埼玉県災害廃棄物処理指針で想定している、荒川氾らんによる洪水災害を想定します。

表 1-4：想定する風水害の概要

想定災害	荒川流域 3 日間総雨量 632mm (注記 1) 入間川流域 3 日間総雨量 740mm
浸水被害の状況	床上浸水 4,553 世帯、 床下浸水 702 世帯 (注記 2) 荒川、新河岸川、黒目川沿いの低地は、ほぼ浸水するおそれ 大字上内間木、大字下内間木、大字根岸、大字台では 5m 以上の浸水深となるおそれ

注記 1：朝霞市地域防災計画では、荒川流域 3 日間総雨量が 548mm の災害を想定していますが、この計画では、より被害が大きい想定である埼玉県災害廃棄物処理指針の数値を採用しました。  
注記 2：床上浸水、床下浸水の世帯数は、埼玉県災害廃棄物処理指針の災害廃棄物発生量推計と、災害廃棄物対策指針（環境省）の発生原単位（床上浸水：4.60 トン／世帯、床下浸水：0.62 トン／世帯）から推計

表 1-5：想定する災害廃棄物の量

廃棄物種類	廃棄物の量 (トン)	廃棄物種類	廃棄物の量 (トン)
可燃物	8,252	危険物・有害物	107
不燃物	1,945	思い出の品・貴重品	21
コンクリートがら	919	廃家電類	406
金属	556	土 砂	5,580
柱角材	3,592	合 計	21,378
※合計のうち、床上浸水分 20,944 トン、床下浸水分 435 トン			

注記 1：端数処理により、合計が一致しない欄があります。

## (3) 火山災害

富士山が噴火した際の影響について推計している「大規模噴火時の広域降灰対策について」（中央防災会議）の資料をもとに、火山災害による降灰被害が発生した場合を想定します。

表 1-6：想定する火山災害の概要

想定災害	富士山の宝永噴火（1707 年）と同程度で、 西南西風が卓越する場合（平成 22 年 10 月 14 日～28 日の風）
降灰被害の状況	市内平均で 6cm の降灰（注記 1）
想定する火山灰の量 (注記 2)	火山灰 440,220m <sup>3</sup> （比重が平均で 1.0g/cm <sup>3</sup> として、440,220 トン）

注記 1：本市は、降灰予想が 10cm と 2cm の境界付近に位置しているため、6cm と想定  
注記 2：市内で宅地として利用されている面積（7.337km<sup>2</sup>）に降灰した量をすべて処分すると仮定した場合  
注記 3：本市の市域面積は 18.34km<sup>2</sup> であり、このうち宅地として利用されている面積は約 40% に相当

### 3. 2 対象とする災害廃棄物の種類

災害発生時には、①災害によって発生する廃棄物と、②被災後の生活に伴って発生する廃棄物の両方を処理する必要があります。本計画では、表 1-7 に示す廃棄物を計画の対象とします。

表 1-7：計画の対象とする廃棄物

①災害によって発生する廃棄物	
災害廃棄物（注記2）	市民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去等に伴い排出される廃棄物があります。災害廃棄物は、以下の a~l で構成されます。
a	可燃物 繊維類、紙、小さな木くず等が混在した可燃系廃棄物
b	木くず 柱、梁、壁材等の廃木材
c	畳・布団 被災家屋から排出される、災害により使用できなくなった畳や布団
d	不燃物 細かなコンクリートくず、プラスチック、ガラス、土砂など、分別が困難な不燃系の廃棄物
e	コンクリートがら コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず
f	金属 鉄骨や鉄筋、アルミ材など
g	廃家電（4品目） 被災家屋から排出される、災害により使用できなくなった家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機） ※リサイクル可能なものは、通常のリサイクルを行います。
h	小型家電 被災家屋から排出される、災害により使用できなくなった小型家電（家電4品目以外）
i	腐敗性廃棄物 被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品など
j	有害廃棄物 石綿やPCBを含む廃棄物、感染性廃棄物、化学物質、有害物質、農薬、消火器、スプレー缶、電池（充電可否問わず）など
k	廃自動車等 自然災害により使用できなくなった自動車、自動二輪車、原動機付自転車 ※リサイクル可能なものは、通常のリサイクルを行います。 ※処理するためには、所有者の意思確認が必要となります。 ※仮置場等での保管方法や期間について、警察との協議が必要です。
l	処理困難物 ピアノ、マットレス、石こうボードなど、市では処理できないもの
火山灰	火山の噴火に伴って放出される灰で、細かい砂状のもの
②被災後の生活に伴って発生する廃棄物	
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ（生活系一般廃棄物）
避難所ごみ	避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多くみられます。（事業系廃棄物・避難所管理者が処理）
し尿	仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

注記1：上記は分別した後の分類であり、実際の災害にはこれらが混合した状態で発生する例が多くみられます。

注記2：災害廃棄物の処理・処分は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象となりますが、生活ごみ、避難所ごみ及びし尿（仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水は除く）は、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外となっています。

注記3：この表は、「災害廃棄物対策指針」（環境省）を参考に作成しています。

### 3. 3 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物は、膨大な量が一度に発生し、多様な種類が混合した状態で発生するため、処理は容易ではありません。一方で、災害廃棄物の処理は、地域の復旧・復興の第一歩であり、また公衆衛生上の観点からも、迅速な対応が求められます。災害廃棄物の処理にあたっては、以下の方針に基づいて行うものとしします。

#### ① 安全第一

災害廃棄物の処理は、大量の作業員、資機材などを必要とします。限りある作業資源を最大限に活用できるようにするためにも、処理作業に伴う災害を絶対に出さない強い決意をもって、安全第一で作業を行います。また、仮置場等における火災、廃棄物の崩落・飛散等が起きないように適切な対策と監視を行います。

#### ② 迅速で衛生的な処理

災害廃棄物の処理は、地域の復旧・復興の第一歩であり、公衆衛生上の観点からも、できる限り速やかに行います。また、処理にあたっては、周辺的生活環境に配慮しながら行い、衛生面や火災予防面などから、処理の優先順位を判断します。また、災害発生から最長で3年以内に処理を完了することを目標とします。

#### ③ 再生利用の促進

近年発生した大規模災害の事例を踏まえ、災害廃棄物であっても極力分別を行い、平時と同様に再生利用を促進します。これにより、埋立による最終処分量を可能な限り減らすことを目標とします。

#### ④ 地域全体での協働と連携

災害廃棄物の運搬・分別、仮置場の確保・管理・運営などについて、市民・自治会・町内会等と役割を分担しながら、協働により処理を進めていきます。また、民間事業者等と積極的に連携し、解体・運搬・処理・資源化等を進めていきます。さらに、必要に応じて国や県に支援を要請します。

### 3. 4 災害廃棄物の処理主体

災害廃棄物は一般廃棄物に該当します。従って、市内で発生した災害廃棄物は、本市が主体となって処理することを基本とします。災害の規模、災害廃棄物の量や種類により、本市のみで処理することが困難な場合は、民間事業者や他の地方公共団体へ協力を要請するものとしします。また、その協力要請の規模や期間等によっては、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、規約を定めて事務委託を行うことも検討するものとしします。

本市が支援団体となる場合には、処理主体である市町村の要請に基づき、職員の派遣や事務処理等の支援を行うものとしします。

災害廃棄物処理の推進体制を表 1-8 に示します。

表 1-8：災害廃棄物処理の推進体制

主体	役 割
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村又は地方自治法に基づき事務委託を受けた都道府県による災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、必要な財政措置、専門家の派遣、広域かつ効率的な処理、再生資材利用促進等に向け、被災都道府県外の地方自治体や民間事業者の廃棄物処理施設に係る情報提供等の支援を実施する。</li> <li>○政府の緊急災害対策本部等とも連携し、被災地方自治体からの支援のニーズと被災しなかった又は被災の程度が軽かった地方自治体が実施可能な事項のマッチングを行う。 (国による代行処理)</li> <li>○地方自治体にて処理困難な場合には、災対法に基づく市町村からの要請を受けて、代行の要否を確認(東日本大震災の教訓を十分に踏まえ、被災地域の主体的な処理を支援するとの観点、及び国の直接的な関与により被災地域全体の処理期間が短縮される等、より合理的な処理を実現できるかとの観点)した上で、国により代行処理を行う。</li> <li>○国による代行処理の実施に当たっては、仮設処理施設の有効活用の観点から、国設置の仮設処理施設においては代行処理の対象とする地方自治体以外から排出された災害廃棄物についても受入れ可能とすること、等を要件として求めることの検討が必要である。</li> </ul>
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平時に策定した災害廃棄物処理計画等を踏まえつつ、仮置場の設置や災害廃棄物の処理について、市町村等との総合調整を行い、具体的な処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成する。また、処理の進捗等を踏まえ、必要に応じて実行計画の見直しを行う。</li> <li>○実行計画の作成に当たっては、必要に応じて有識者等の技術的支援を要請する。</li> <li>○都道府県は被災市町村からの支援要請を取りまとめ、相互(県下の被災市町村)調整をした上で、地方環境事務所と連携して、自区地域ブロックや他地域ブロックに要請する。 (地方自治法に基づき、被災した市町村から事務委託を受けた場合)</li> <li>○地方自治法に基づき市町村に代わり都道府県が処理を実施する。</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○域内で発生する(災害廃棄物以外の)ごみやし尿などの一般廃棄物について処理を行う。</li> <li>○平時に策定した災害廃棄物処理計画等を踏まえつつ、仮置場の設置や災害廃棄物の処理について具体的な処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成する。</li> <li>○被害状況や災害廃棄物発生状況等を継続的に把握しつつ、都道府県と緊密に連携し、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理に積極的に取り組む。</li> <li>○仮置場や仮設処理施設用地の選定、既存処理施設における災害廃棄物の受入れ(広域的な処理を含む。)に係る住民との調整において、中心的な役割を担う。 (他の地方自治体への「支援」)</li> <li>○被災しなかった又は被災の程度が軽度であった場合、被災地方自治体からの要請に応じた広域的な処理の受入れを行うために住民等との調整等について主体的に取り組む。 (他の地方自治体等からの「受援」)</li> <li>○大規模災害時に、他の地方自治体から災害廃棄物処理に係る支援を受ける場合には、それらの地方自治体や応援要員等との連絡調整や情報共有等に係る受援体制を確立する。</li> </ul>
民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発生する災害廃棄物の多くは、一般廃棄物処理事業者に加え、産業廃棄物処理事業者も地方自治体からの委託を受けて災害廃棄物処理に協力する。</li> <li>○建設事業者、解体業者等は、地方自治体からの委託を受けて災害廃棄物処理への協力を行う。</li> <li>○セメント製造事業者は、不燃物等のセメント製造への再生利用が有効であったことを踏まえ、地方自治体からの委託を受けて災害廃棄物処理への協力を行う。</li> <li>○災害廃棄物処理の知見を有するコンサルタント事業者は、地方自治体による災害廃棄物処理実行計画の策定支援や災害廃棄物処理の進捗管理の支援を行う。</li> <li>○交通インフラ事業者等は、被災時に大量の災害廃棄物を排出する可能性があることを踏まえ、地方自治体と連携しつつ、災害廃棄物の処理を実施する。</li> </ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時においてもごみの分別に努め、排出ルールを守り、廃棄物の円滑な処理に協力する。</li> <li>○本計画及び災害廃棄物処理実施計画に基づき市が発信する情報に従い、災害廃棄物等の円滑な処理に協力する。</li> <li>○ごみの野焼き、便乗ごみの排出及び指定場所以外への排出は行わない。</li> </ul>

注記 1：「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」(環境省)をもとに作成

### 3. 5 災害廃棄物処理に係る業務内容

災害が発生した際には、時間の経過とともに必要となる業務が変化していきます。それぞれの時期区分の特徴と、求められる主な業務について、表 1-9 に示します。

表 1-9：災害発生前後の時期区分と主な業務内容

時期区分		時期区分の特徴	経過時間の目安（注記 1）	主な業務内容
平時の備え		被害を少なくするための準備時期	災害発生前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理計画の策定</li> <li>・仮置場等の選定</li> <li>・市民への広報</li> <li>・施設の強じん化</li> </ul>
災害応急対応	初動期	人命救助が優先される時期（体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う）	災害発生後 数日間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員安否確認</li> <li>・連絡手段の確保</li> <li>・被害の把握</li> <li>・仮置場の開設準備</li> </ul>
	応急対応（前半）	避難所生活が本格化する時期（主に優先的な処理が必要な災害廃棄物処理する期間）	～3週間程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理施設の仮復旧</li> <li>・廃棄物発生量推計</li> <li>・優先処理に必要な廃棄物処理開始</li> <li>・仮置場受入開始</li> </ul>
	応急対応（後半）	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	～3か月程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理</li> <li>・実行計画の策定</li> <li>・仮置場での受入</li> </ul>
復旧・復興		避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	～3年程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物処理</li> <li>・必要に応じて実行計画の見直し</li> </ul>

注記 1：経過時間の目安は、災害の規模や内容によって異なります。上記は東日本大震災クラスを想定しています。

注記 2：この表は、「災害廃棄物対策指針」（環境省）を参考に作成しています。

災害発生後の行動計画を表 1-10 に示します。経過時間や行動内容は、災害の規模や内容によって異なるため、状況に応じて柔軟な対応を取るものとします。

表 1-10：災害発生後の行動計画（その①）

時期区分		経過時間の目安	行動内容	
			庶務・収集運搬グループ	施設管理・処理グループ
災害応急対応	初動期	発生日	○職員、委託先社員等関係者の安否確認	○職員、委託先社員等関係者の安否確認
			○収集車等の機材、処分・処理委託先施設の被害状況把握 ○通常収集の一時停止	○クリーンセンター内施設の被害状況把握と安全確保（焼却炉の緊急停止など） ○ごみ直接搬入の一時停止

表 1-10：災害発生後の行動計画（その②）

時期区分		経過時間の目安	行動内容	
			庶務・収集運搬グループ	施設管理・処理グループ
災害応急 対応	初動期	～数日間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内被害状況の把握、道路啓開状況の把握</li> <li>○関係機関、委託先等との連絡手段の確保</li> <li>○被害状況の県への報告</li> <li>○災害廃棄物、一般廃棄物の収集運搬計画（集積所、収集ルート、収集頻度など）</li> <li>○被災地区以外の通常収集の再開計画</li> <li>○収集再開に必要な資機材の確保（車両、作業員、燃料、水、電気等）</li> <li>○収集再開時期と災害廃棄物仮置場に関する広報</li> <li>○避難所等の仮設トイレの種類別設置状況を把握</li> <li>○し尿の収集運搬・処理計画と避難所等のし尿収集運搬</li> <li>○し尿の処理量を推計</li> <li>○し尿処理施設の被害状況を把握し、必要に応じて下水道施設への投入を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○処理施設の機能点検と仮復旧工事</li> <li>○本復旧工事に必要な資機材の確保（部材、作業員、燃料、薬品等）</li> <li>○災害廃棄物仮置場の選定と開設準備（地権者との交渉）</li> <li>○一次仮置場は 48 時間以内に指定する。</li> <li>○災害廃棄物仮置場での受入基準検討と運営計画立案（搬入ルール検討、人員の応援要請を含む）</li> <li>○災害廃棄物仮置場で必要な資機材の確保</li> <li>○処理、処分計画（市での処理可否判断と支援要請、中間処理後の仮置場検討）</li> </ul>
	応急対応 （前半）	～3週間 程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害廃棄物の収集運搬開始（緊急輸送道路等からの廃棄物を最優先受入、その後は危険性・公益性の観点から優先順位を判断）</li> <li>○一般廃棄物の収集運搬再開</li> <li>○避難所等のし尿の収集運搬と、し尿通常収集再開状況の把握</li> <li>○災害廃棄物発生量（種類別）の推計、収集運搬能力（種類別）の推計</li> <li>○廃棄物発生量と処理能力を比較し、不足分の対応策を検討</li> <li>○広域的な処理に伴う協定・契約の締結</li> <li>○収集、災害廃棄物仮置場等に関する情報提供、広報</li> <li>○ボランティアの受入検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設仮復旧工事の実施</li> <li>○施設本復旧工事に必要な資機材の確保（工事に伴う運転停止の要否判断）</li> <li>○広域的な処理体制の確立（他自治体への応援要請、民間事業者への協力要請）</li> <li>○災害廃棄物仮置場での受入開始、運営、必要な資機材の確保</li> <li>○仮置場の環境管理（火災、悪臭、害虫等の防止）</li> <li>○廃棄物処理能力（種類別）の推計</li> <li>○必要に応じて仮設処理施設の設置計画を立案</li> <li>○クリーンセンターへのごみ直接搬入の再開</li> </ul>

表 1-10：災害発生後の行動計画（その③）

時期区分		経過時間の目安	行動内容	
			庶務・収集運搬グループ	施設管理・処理グループ
災害応急 対応	応急対応 (後半)	～3か月 程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害廃棄物の収集運搬</li> <li>○一般廃棄物の収集運搬</li> <li>○災害廃棄物処理実行計画の策定</li> <li>○他自治体、ボランティア等による支援の受入</li> <li>○収集、災害廃棄物仮置場等に関する情報提供、広報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害廃棄物、一般廃棄物の処理</li> <li>○災害廃棄物仮置場での受入、運営</li> <li>○施設本復旧工事の実施</li> <li>○広域処理により能力補完</li> <li>○必要に応じて仮設処理施設の設置</li> </ul>
復旧・復興		～3年 程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害廃棄物の収集運搬</li> <li>○一般廃棄物の収集運搬</li> <li>○必要に応じて災害廃棄物処理実行計画の見直し</li> <li>○国庫補助金の申請（災害廃棄物処理事業費）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害廃棄物、一般廃棄物の処理</li> <li>○状況に応じ、災害廃棄物仮置場の閉鎖、原状復旧、地権者への返却</li> <li>○必要に応じて仮設処理施設での廃棄物処理</li> <li>○国庫補助金の申請（廃棄物処理施設災害復旧費）</li> </ul>

## 第2章 災害廃棄物処理に関する情報及び体制

### 1 組織体制・指揮命令系統

市内で災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときは、地域防災計画の基準に従って災害対策本部が設置されます。災害対策本部の組織図を図2-1に、環境班の事務分掌を表2-2に示します。

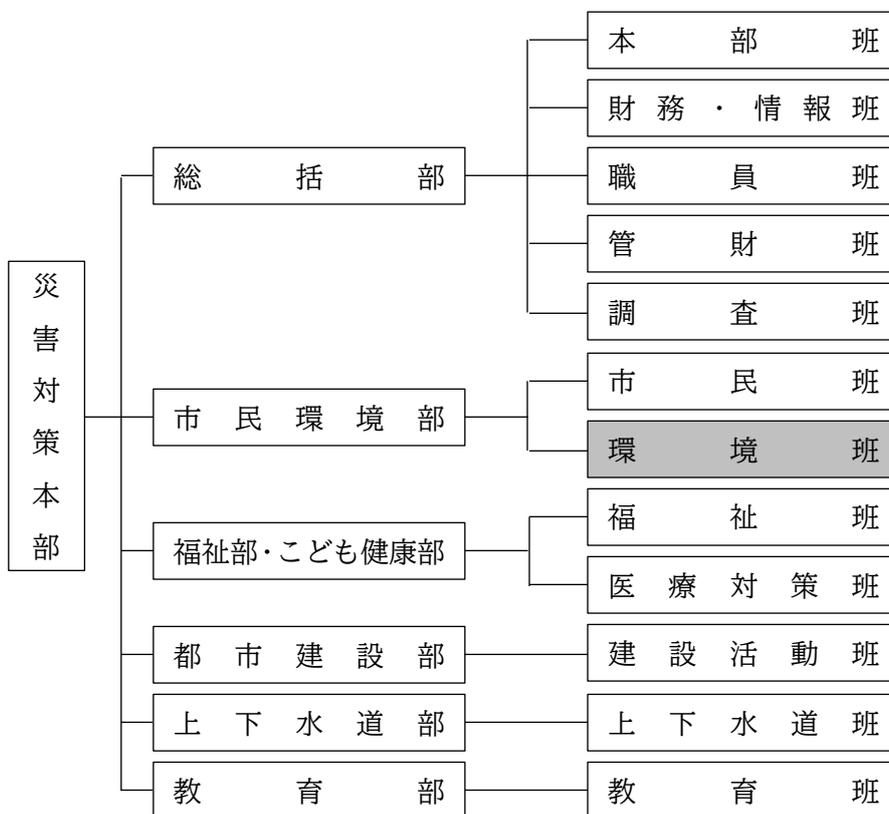


図2-1：災害対策本部組織図

表2-2：環境班の事務分掌

所掌班	担当課	事務分掌
環境班	環境推進課 資源リサイクル課	1 災害廃棄物の収集、処理に関すること。 2 防疫に関すること。 3 し尿の収集、仮設トイレの設置に関すること。 4 死亡獣畜の処理、ペット等動物対策に関すること。 5 環境汚染等の監視、井戸水の検査に関すること。
各班共通		1 所管施設及び関係施設の被害調査並びに所管施設の応急措置に関すること。

注記1：図2-1、表2-2は、「朝霞市地域防災計画」（朝霞市防災会議）を参考に作成しています。

災害発生時の非常参集等の配備態勢と業務は、地域防災計画に従うものとします。災害発生時には、災害廃棄物処理を担う組織として、図2-3の組織を早期に確立します。また、担当内の事務分掌を表2-4に示します。事務分掌は、平時の事務分掌と一部異なる部分がありますが、グループ間での負荷平準化を図るため設定したものです。実際には、災害の状況に応じて柔軟な考え方で、統括責任者が事務分掌を指示するものとします。

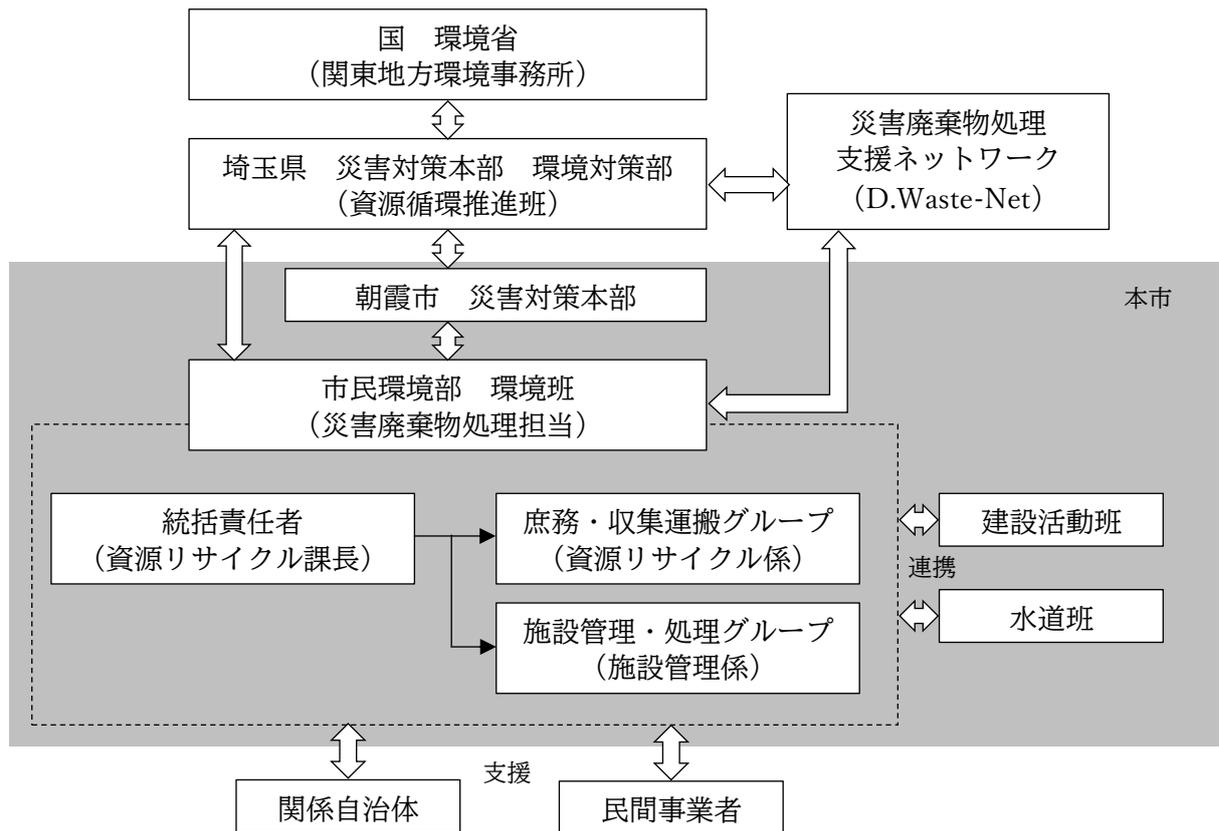


図 2-3：災害廃棄物処理担当の組織体制

表 2-4：災害廃棄物処理担当の事務分掌

役職名	事務分掌	担当者
統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員の安全確保及び安否確認</li> <li>○災害廃棄物処理担当の設置・運営、全体の状況把握</li> <li>○災害廃棄物対策の総括</li> </ul>	資源リサイクル課長
副統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○統括責任者の補佐</li> <li>○グループ間の調整、他の班との連絡調整</li> <li>○国庫補助金の申請の統括</li> </ul>	資源リサイクル課 課長補佐
庶務・収集運搬 グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○庁内、埼玉県、国との連絡調整</li> <li>○災害廃棄物、一般廃棄物の収集運搬</li> <li>○し尿の収集運搬、処理委託</li> <li>○情報収集、他機関への情報提供、市民への広報</li> <li>○広域処理に関する総合調整、協定・契約等の締結</li> <li>○災害廃棄物発生量の推計、実績値統計調査</li> <li>○災害廃棄物処理実行計画の策定</li> <li>○ボランティア受入、他自治体等からの支援受入</li> </ul>	資源リサイクル係
施設管理・処理 グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設、仮設処理施設の復旧・運転</li> <li>○災害廃棄物仮置場の設置・運営</li> <li>○災害廃棄物の中間処理・最終処分</li> <li>○広域処理の実施内容検討</li> <li>○災害廃棄物処理実行計画の策定支援</li> </ul>	施設管理係

## 2 情報収集・連絡体制

### 2.1 情報収集・連絡体制

災害発生時は、逐次変化する被害状況や災害対策本部の方針などの情報収集だけでなく、国・県と情報を共有するとともに、災害廃棄物処理担当から本市の状況を発信していき、積極的に情報を交換していくことが求められます。これらの情報収集・発信に関することは、庶務・収集運搬グループが集約して行うものとします。災害発生時の情報収集・連絡体制を図2-5に示します。

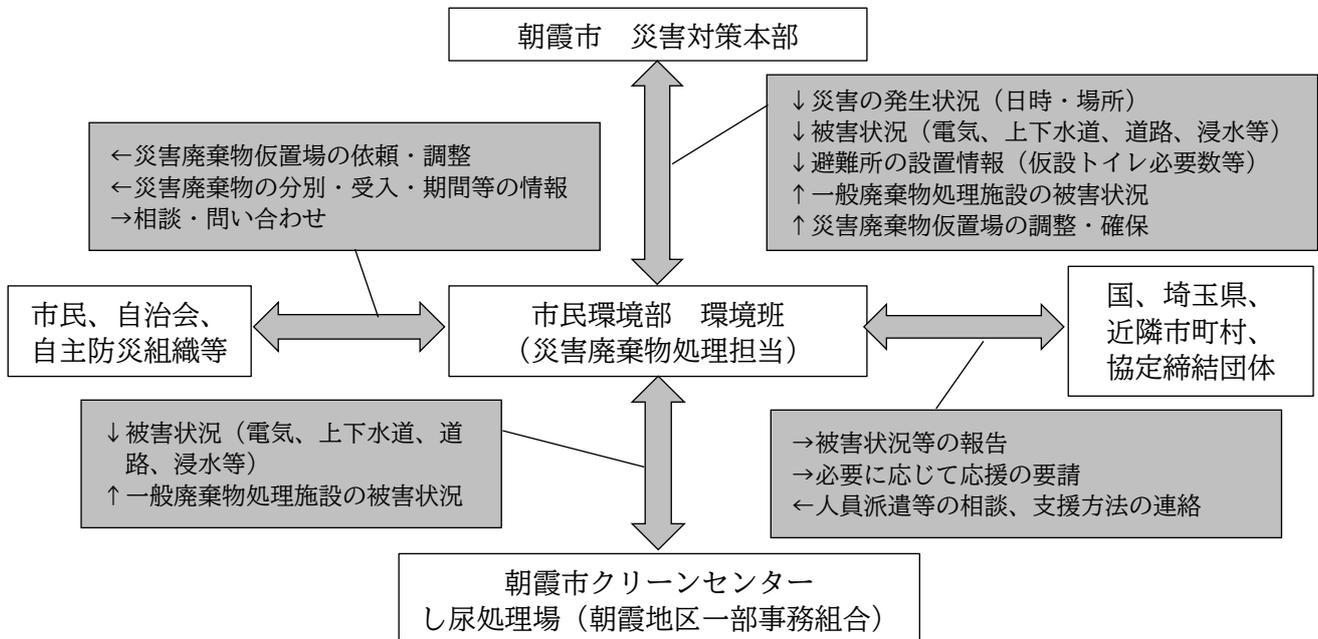


図2-5：情報収集・連絡体制

### 2.2 関係機関と共有する情報

災害が発生した場合、災害廃棄物処理担当は、災害廃棄物処理の基礎資料とするため、表2-6から表2-8に示す項目を参考に情報収集し、朝霞市災害対策本部、埼玉県、近隣市町村及び災害廃棄物処理担当内で情報を共有するものとします。また、これらの情報は時々刻々変化していくため、情報入手日時、情報入手先、裏付け資料等の記録を残すようにします。把握すべき情報の例を表2-6に示します。

国や県との情報共有については、広域的な処理の検討や、適用される制度、補助金などの情報を収集するとともに、表2-7に示す情報を定期的に報告するものとします。

近隣の市町村や一部事務組合との情報共有については、表2-8に示す項目を参考に、資機材や仮置場などの処理資源の情報を共有するものとします。

表 2-6：災害対策本部等からの情報収集項目例

項目	確認先	目的
上下水道の状況 (被害状況、復旧見通し)	災害対策本部	○し尿発生量の推計 ○仮設トイレ設置場所、数量の検討
建物の被害状況 (全壊、半壊等棟数、焼失棟数)		○災害廃棄物の発生量推計
避難所(開設場所と避難人数)		○避難所から発生するごみ量、し尿量の推計 ○仮設トイレ設置場所、数量の検討 ○収集運搬計画の策定
道路状況(啓開、規制等)		○収集運搬計画の策定
浸水状況(浸水深、被害戸数)		○災害廃棄物の発生量推計
廃棄物処理施設の被害状況 (クリーンセンター以外の民間施設も含む)	運転管理委託業者 民間処理事業者	○処理可能能力の推計
収集運搬車両の被害状況 (委託業者、許可業者)	委託業者、許可業者、協定先	○収集運搬計画の策定
国、県等の方針	国、埼玉県	○災害廃棄物処理実行計画の策定

表 2-7：国・県への報告項目例

区分	項目	目的
○災害廃棄物 ○有害廃棄物	○災害廃棄物の分類別処理量、進捗率 ○有害廃棄物の発生状況	全体像の把握と生活環境保全
○廃棄物処理施設の被害状況	○被害状況 ○復旧見通し ○必要な支援	処理体制の構築
○災害廃棄物仮置場	○仮置場の位置と規模(受入容量・残容量) ○必要資材の調達状況	

表 2-8：近隣市町村・一部事務組合との情報共有項目例

項目	内容
オープン スペース	仮置場候補地、広域避難所、物資拠点、仮設住宅を含めた空き地 オープンスペースに関する情報(所在地、面積、地権者、用途制限、学校や病院等の周辺施設)
処理施設	焼却処理施設、し尿処理施設、最終処分場等 処理・処分施設に関する情報(所在地、処理能力、受入品目、被害状況等)
資機材	収集運搬車両、重機、仮設トイレ 種類別の保有状況、使用状況など(運転要員の情報も含めて把握しておく)
その他	避難所状況(所在地、避難人数)、緊急輸送路

### 2. 3 災害廃棄物処理担当において行う情報収集

災害が発生した場合、災害廃棄物処理担当において表 2-9 に示す情報を収集するものとします。情報の内容は時々刻々変化するため、定期的な情報収集を行い、柔軟に対応していくことが求められます。収集した情報をもとに、国・県等へ報告するとともに、災害廃棄物処理実行計画の内容に反映させます。

表 2-9：災害廃棄物関連で収集すべき情報の例  
(◎：収集すべき情報、○：状況により収集する情報)

項目	内容	災害応急 対応時	復旧・ 復興時
職員・施設被害	職員参集状況	◎	
	廃棄物処理施設の被害状況	◎	
	廃棄物処理施設の復旧計画・復旧状況	○	◎
災害用トイレ	上下水道施設の被害状況	○	
	上下水道施設の復旧計画・復旧状況	○	◎
	仮設トイレの設置／撤去計画、配置現況	◎	◎
し尿処理	収集対象し尿の発生量推計	◎	
	し尿収集・処理に関する支援要請（応援可能か）	◎	
	し尿処理計画（災害廃棄物処理実行計画）	○	○
	し尿収集・処理の進捗状況	○	○
	し尿処理の復旧計画・復旧状況		◎
生活ごみ処理	生活ごみ、避難所ごみの発生量推計	◎	○
	ごみ収集・処理に関する支援要請（応援可能か）	◎	○
	ごみ処理計画	○	○
	ごみ収集・処理の進捗状況	○	◎
	ごみ処理の復旧計画・復旧状況		◎
災害廃棄物処理	家屋の倒壊、焼失状況	◎	
	災害廃棄物の発生量推計、処理量推計	◎	○
	災害廃棄物処理に関する支援要請（応援可能か）	◎	○
	災害廃棄物処理実施計画	◎	○
	災害廃棄物仮置場の開設状況	◎	
	災害廃棄物仮置場の受入計画	○	
	仮設処理施設の設置、処理計画		◎
	再資源化処理計画	○	○
	再資源化処理の進捗状況		◎

### 2. 4 一般廃棄物処理施設に関連して必要となる情報

災害発生時には、あらかじめ定めたチェックシートに従って施設の点検を行います。また、建物、敷地内を巡回点検し、被害状況・修繕の必要な箇所の迅速な把握を行います。施設の運転に必要な消耗品類（薬剤、油脂類）については、残容量を把握し、現時点での運転可能時間を算出しておき、必要に応じて手配を行うものとします。

### 3 協力・支援体制

本市で発生した災害廃棄物は、本市が主体となって処理することが基本です。しかし、被害状況や災害廃棄物の発生量によっては、本市だけでは対応できないことも考えられます。このような場合には、速やかに協力・支援体制を整えるものとします。

庶務・収集運搬グループは、災害廃棄物の発生量を推計し、施設管理・処理グループは廃棄物の処理能力を推計します。これらの結果に災害廃棄物仮置場の容量を加味して、庶務・収集運搬グループは必要となる支援内容を把握し、応援協定等に基づき他の自治体・一部事務組合等へ支援を要請するものとします。また、他の自治体・一部事務組合・民間等からの支援の申し出については、庶務・収集運搬グループが窓口となって対応し、必要な支援内容とのマッチングを行います。支援要請内容については、速やかに県へ報告するものとします。

#### 3.1 自衛隊、警察、消防等との連携

災害発生直後は、自衛隊、警察、消防等により人命救助、道路啓開作業が行われます。これらの作業は迅速さを最優先とするため、災害廃棄物の分別や環境配慮が十分でない可能性があることを踏まえ、表 2-10 に示す対応を可能な限り実施するよう要請するものとします。

表 2-10：自衛隊、警察、消防等への要請内容例

項目	要請内容例
災害廃棄物の分別	性質別の最低限の分別（不燃物、土砂、有害物・危険物）
啓開廃棄物の移動先	啓開作業で発生した廃棄物の移動先の連絡
有害物・危険物の連絡	作業中に発見された有害物・危険物の内容・所在と大まかな発生量の連絡
二次災害等対策	火災等の二次災害の防止対策、不法投棄対策
貴重品等の取扱い	貴重品・思い出の品の取扱いへの配慮

#### 3.2 広域的な支援

災害廃棄物の処理にあたっては、本市が主体となり自区内で処理を行うことが基本となりますが、被害状況や災害廃棄物の発生量によっては、県及び周辺自治体等との連携により広域的な処理を行う必要があります。

大規模な災害が発生した場合には、埼玉県清掃行政研究協議会など、表 2-11 に示す協定等に基づいて県及び周辺自治体等に支援を要請し、広域的な支援体制を構築するものとします。災害発生時に協定等に基づいて応援を要請する場合は、図 2-12 に示す手順で行うことを基本とします。広域的な支援体制のイメージを図 2-13 に示します。

表 2-11：災害廃棄物処理に関する支援協定等

名 称	締結者	締結年月日	協定概要
災害廃棄物の処理に関する相互支援協定	埼玉県清掃行政研究協議会、同協議会会員	H20.7.15	災害廃棄物処理に関する相互支援 ①機材等の提供及び斡旋 ②一時的に保管する仮置場の提供 ③必要な職員の派遣 ④処理の実施 ⑤その他必要な事項
災害廃棄物等の処理の協力に関する協定	埼玉県清掃行政研究協議会、埼玉県一般廃棄物連合会	H22.8.6	市町や一部事務組合の処理施設が被害を受けた場合に、災害廃棄物等の撤去、収集運搬、処分等の協力を要請
地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	埼玉県、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会（旧：埼玉県産業廃棄物協会）	H16.11.1	市町や一部事務組合の処理施設が被害を受けた場合に、災害廃棄物の撤去、収集運搬、処分等の協力を要請

○受援体制

- ・災害発生後、自区内の資機材や施設では処理が困難と判断される場合には、表 2-11 に示す協定等に基づき、県や協定等締結者に対して支援を要請します。
- ・委託処理や職員派遣等の円滑な応援・受援対策のため、必要な体制の整備を図るものとします。

○支援体制

- ・県から、協定等に基づく支援要請を受けた場合には、保有する資機材や人員などの状況に応じて、交替要員も含め必要な支援体制を整備するものとします。
- ・県から処理の支援要請を受けた場合は、処理施設の稼働状況などから総合的に判断し、受入可否、受入可能量の検討を速やかに行うものとします。
- ・支援（委託処理）を行う場合は、市町村間で受入手続きを行うとともに、必要に応じて受入施設周辺の住民等に対して説明を行い、合意形成を図るものとします。

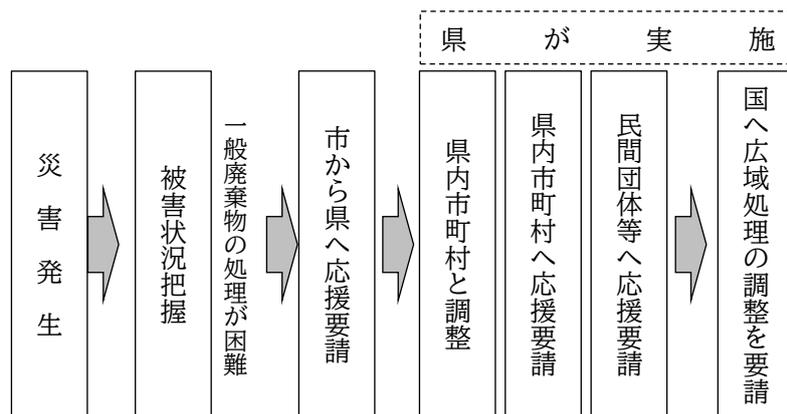


図 2-12：協定に基づく応援要請の基本的な流れ（例）

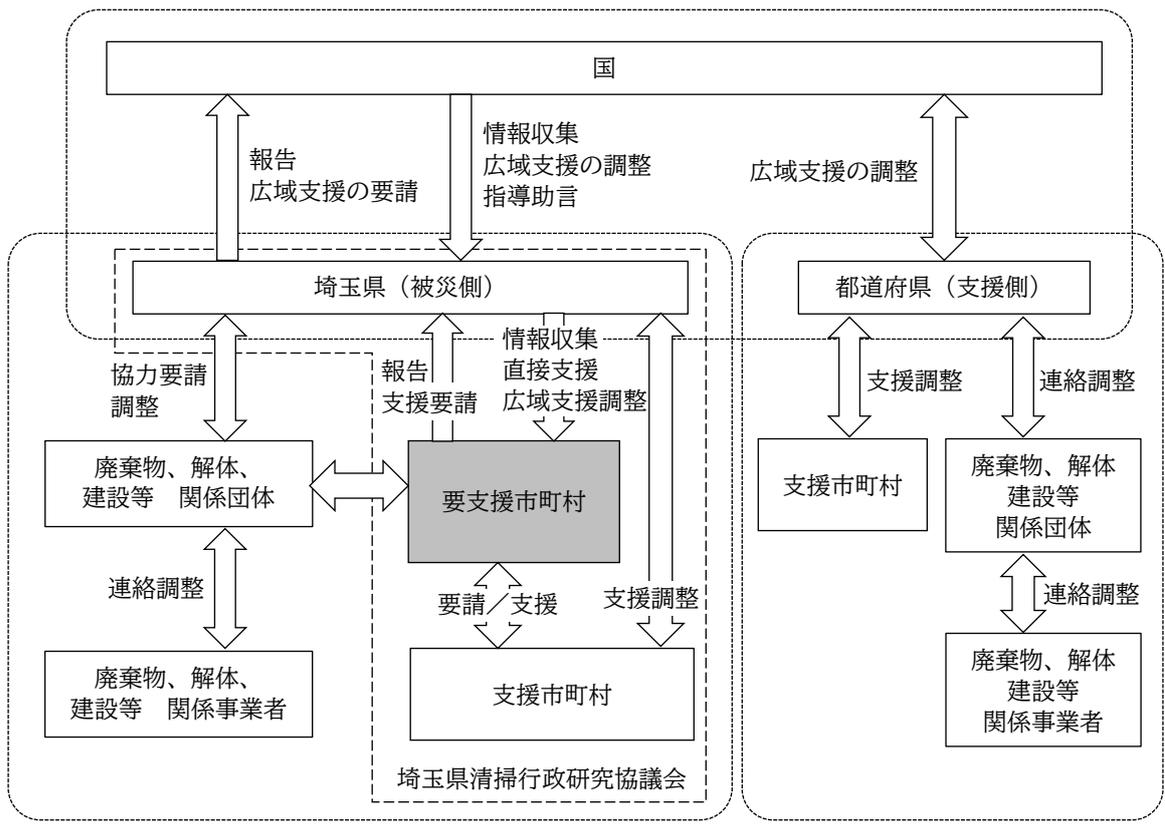


図 2-13：広域的な支援体制（県内及び県外との協力・支援体制）

#### 4 教育・訓練

災害発生時には、それぞれの職員が最大限の能力を発揮することが求められます。このため、平時からの備えとして、以下に示すような教育・訓練を継続して行います。

- ・ 災害廃棄物処理に関する情報収集
- ・ 災害廃棄物処理に関する研修、訓練等への参加
- ・ 担当職員に対する計画内容の教育、防災機器操作訓練の実施

#### 5 計画の見直し

計画の実効性を高めるため、本計画の内容を定期的に見直して、より実態に合ったものとするように努めます。計画内容見直しのタイミング例を以下に示します。

- ・ 地域防災計画の改定
- ・ 関係法令の改定
- ・ 国や県等による計画の改定
- ・ 被害想定の見直し
- ・ その他見直しが必要と判断した場合

## 第3章 災害廃棄物対策

### 1 一般廃棄物処理施設等

#### 1. 1 一般廃棄物処理施設の現況

本市の廃棄物処理施設はすべてクリーンセンター内にあります。各施設の概要を表3-1に示します。

表 3-1：市の廃棄物処理施設の概要

施設名称	朝霞市クリーンセンター	
所在地	朝霞市大字浜崎 390-45	
ごみ焼却処理施設		
処理能力	120t/日 (60t/24時間×2炉)	
処理方式	ストーカ式	
竣工年月	平成6(1994)年12月	
延命化工事	平成22(2010)年度～平成26(2014)年度実施	
運転管理	民間委託	
処理内容	可燃ごみ、選別後の可燃物を焼却処理しています。	
粗大ごみ処理施設		
処理能力	30t/日 (5時間)	
処理方式	破碎・選別処理	
竣工年月	昭和59(1984)年8月	
運転管理	民間委託	
処理内容	不燃ごみ、粗大ごみを破碎し、可燃物、不燃物、資源(鉄)に選別処理しています。	
プラスチック類処理施設		
処理能力	計 13.2t/日 (5時間)	ペットボトルライン：2.9t/日 (5時間) プラ資源ごみライン：10.3t/日 (5時間)
処理方式	手選別処理、圧縮処理	
竣工年月	平成21(2009)年3月	
運転管理	民間委託	
処理内容	ペットボトル、プラスチック類を選別処理し、圧縮成型しています。	
あき缶資源化施設		
処理能力	5t/日 (5時間)	
処理方式	磁力選別処理・アルミ選別処理、圧縮処理	
竣工年月	平成9(1997)年3月	
運転管理	民間委託	
処理内容	あき缶を鉄とアルミに選別処理し、圧縮成型しています。	

各施設の建物は、70t 炉(平成6年に運転休止)の建物を含めてすべて新耐震基準となっており、必要な耐震性能を備えています。また、市内に最終処分場がないため、中間処理後は他自治体へ搬出しています。

し尿処理は、朝霞地区一部事務組合し尿処理場で行っています。施設の概要を表 3-2 に示します。

表 3-2：し尿処理施設の概要

施設名称	朝霞地区一部事務組合し尿処理場
所在地	朝霞市大字根岸 770 番地
し尿処理施設	
処理能力	38kL/日（し尿 6kL/日、浄化槽汚泥 32kL/日）
処理方式	前処理・希釈下水道放流方式
竣工年月	平成 30（2018）年 7 月
処理区域	朝霞市、志木市、和光市、新座市

それぞれの施設の位置を図 3-3 に示します。両施設とも、荒川氾らん時に浸水が想定されるエリア内に位置しています。

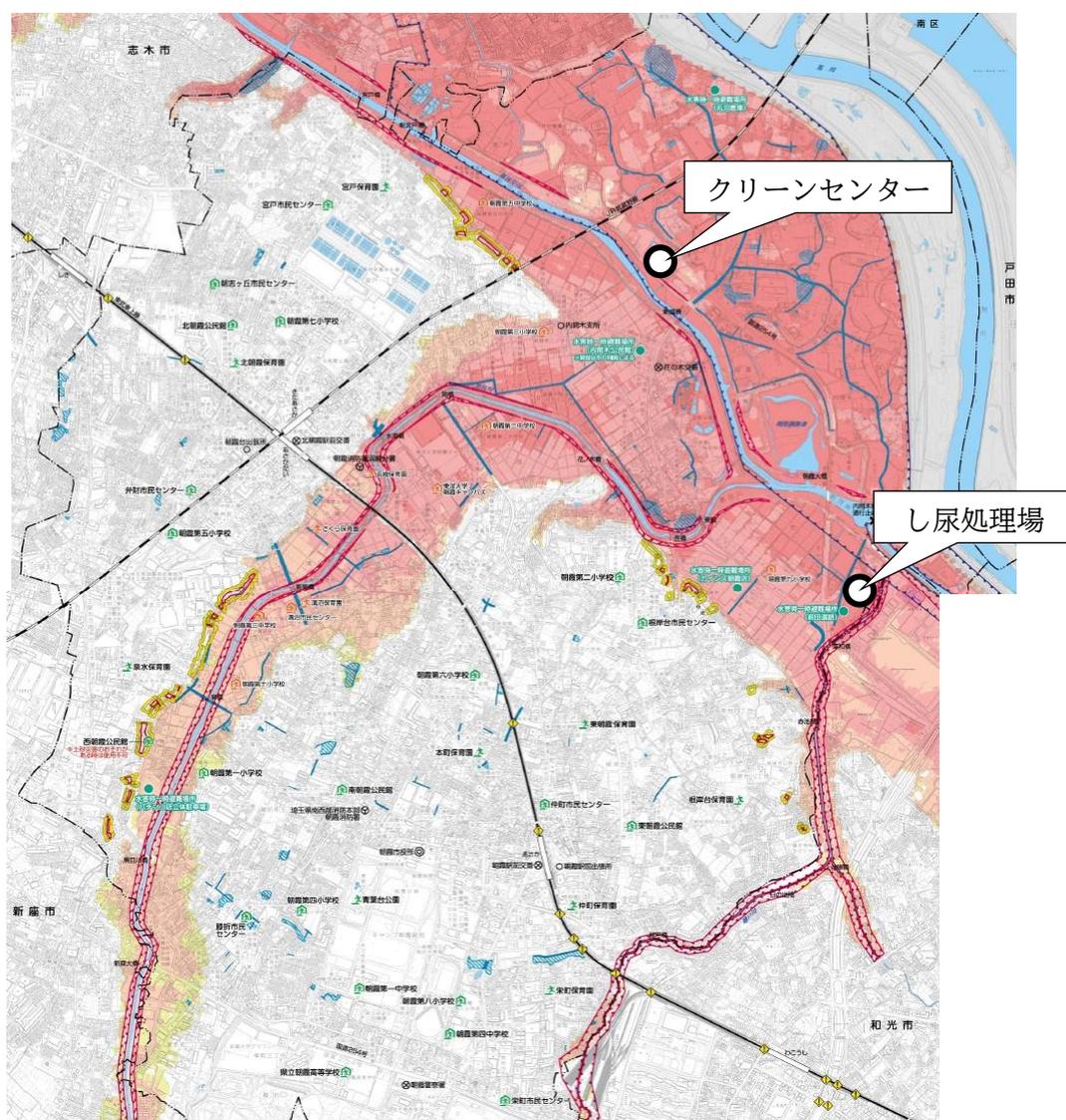


図 3-3：廃棄物処理施設の位置図

注記 1：地図は朝霞市水害ハザードマップ（令和 3 年 2 月）から引用しています。  
 注記 2：地図で着色された部分は、荒川氾らん時に浸水が想定されるエリアです。

## 1. 2 一般廃棄物処理施設等への災害対策

クリーンセンターなどの一般廃棄物処理施設等は、災害発生時には災害廃棄物の処理の中核を担う施設となることから、災害に強い施設になるよう防災対策を計画的に実施していく必要があります。

### ○平時の備え

クリーンセンターでは、停電の際に安全に焼却炉を停止できるよう、非常発電設備を設置しています。また、機器や設備などの耐震化を進め、被害を受けた場合でも施設停止期間をできるだけ短縮できるようにすることが求められます。このほか、水害ハザードマップからも明らかなように、浸水対策を講じておく必要があります。一方で、和光市とのごみ処理広域化に伴って新施設に移行する予定の施設については、必要最低限の対策を行ったうえで、抜本的な対策は新施設において実施するものとします。

### ○災害応急対応

災害発生時には、あらかじめ定めたチェックシートに従って施設の点検を行い、破損箇所を把握したうえで、速やかに応急処置、復旧工事を行うものとします。また、点検の結果、早期の再稼働が困難であると判明した場合は、支援要請など必要な措置を行います。

運転に必要な燃料、油脂、薬剤その他資機材は、残量を確認して運転可能時間を算出するとともに、速やかに必要量の手配を行います。

復旧工事において国庫補助を活用することが想定される場合は、被害状況の記録を保存する必要があることから、県などの関係機関と調整を行う必要があります。

### ○復旧・復興

施設を復旧したのち、生活ごみから優先的に処理を進め、余力で災害廃棄物の処理を行う考え方を基本とします。クリーンセンター各施設の処理余力の推計を表3-4に示します。

表3-4：廃棄物処理施設の処理余力推計

施設名	処理能力	稼働日数	年間処理能力	年間処理量	余力	災害廃棄物処理量	
	t/日	日/年	t/年	t/年	t/年	t/2.5年	
ごみ焼却処理施設（可燃物）	120t	358日	42,960t	27,196t	15,764t	39,410t	
粗大ごみ処理施設（不燃物）	30t	289日	8,670t	2,627t	6,043t	15,107t	
あき缶資源化施設	5t	259日	1,295t	405t	890t	2,225t	
プラスチック類処理施設	プラスチック	10.3t	259日	2,667t	1,613t	1,054t	2,635t
	ペットボトル	2.9t	259日	751t	623t	128t	320t

注記1：稼働日数、年間処理量は、令和4年度の実績値です。

注記2：処理能力は、設計上の最大処理能力です。実際には経年劣化で処理能力が低下している場合もあります。

注記3：災害廃棄物処理量は、2.5年間（復旧工事等で半年を要する想定）の最大処理量を示しています。

廃棄物の量が多い地震災害の場合、可燃物の発生量は8,415tであり、約6.5か月で処理できると推計される一方、不燃物は32,244tの発生を見込んでおり、既存施設で処理した場合、約5.3年を要するため、広域的な連携や仮設施設等による処理が不可欠と考えられます。

## 2 災害廃棄物処理業務の内容

### 2.1 災害廃棄物発生量・要処理量の算定

本計画で想定する災害廃棄物の発生量は、朝霞市地域防災計画や埼玉県災害廃棄物処理指針において推計した被害想定を基に、県指針に示された方法で推計しています。

災害が発生した場合には、実際の被害状況から災害廃棄物の発生量を推計するとともに、被害状況の詳細な調査結果や、処理の進捗に伴う状況把握など、最新の情報をもとに、発生量及び要処理量の見直しを常時行うものとします。

#### (1) 地震災害の場合

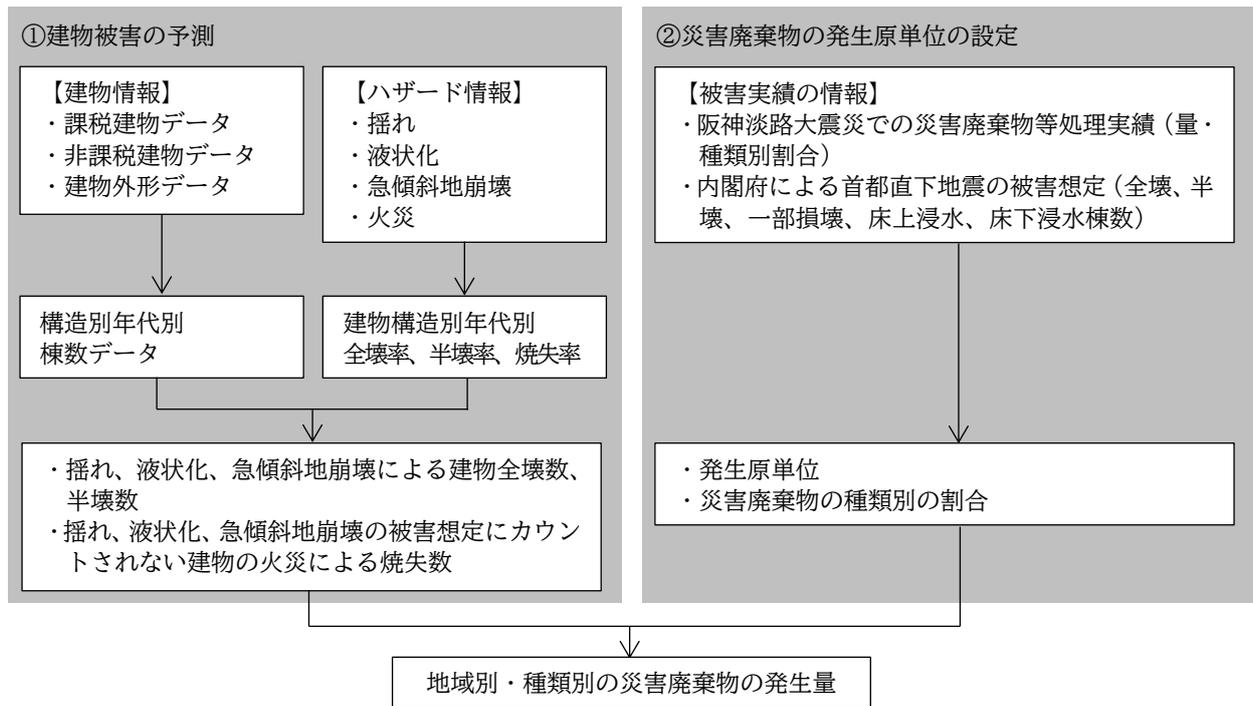


図 3-5：災害廃棄物の種類別発生量推計の流れ（地震災害）

表 3-6：災害廃棄物の発生原単位（地震災害）

被害区分	発生原単位	備考
全壊	161 トン／棟	内閣府（2013 年）による首都直下地震の被害想定
半壊	32 トン／棟	全壊の 20%
焼失（木造）	107 トン／棟	全壊から約 34%焼失した残り
焼失（非木造）	135 トン／棟	全壊から約 16%焼失した残り

注記 1：「災害廃棄物対策指針」（環境省）を参考に作成

表 3-7：災害廃棄物の種類別の割合（地震災害）

被害要因	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材
液状化、揺れ	8.0%	28.0%	58.0%	3.0%	3.0%
火災（木造）	0.1%	65.0%	31.0%	4.0%	0.0%
火災（非木造）	0.1%	20.0%	76.0%	4.0%	0.0%

注記 1：「災害廃棄物対策指針」（環境省）を参考に作成

表 3-8：想定する災害廃棄物の量（地震災害）

	被害棟数 (注記1)	災害廃棄物の量（単位：トン）（注記2）					合計
		可燃物	不燃物	ｺﾝｸﾘｰﾄがら	金属	柱角材	
全壊	251棟	3,233	11,315	23,438	1,212	1,212	40,411
半壊	2,022棟	5,176	18,117	37,528	1,941	1,941	64,704
焼失(木造)	35棟	4	2,434	1,161	150	0	3,745
焼失(非木造)	14棟	2	378	1,436	76	0	1,890
	2,322棟	8,415	32,244	63,564	3,379	3,153	110,750

注記1：被害棟数は、朝霞市地域防災計画から引用

注記2：災害廃棄物の量は、「災害廃棄物発生量推計シート」（埼玉県資源循環推進課作成）により算出

注記3：焼失棟数は、朝霞市地域防災計画の焼失棟数49棟に対して、市内の住宅構造の割合（木造71.4%、非木造28.6%）を乗じて算出

注記4：端数処理や重量構成割合の設定により、合計が一致しない欄があります。

注記5：この表は、表1-3の再掲です。

(2) 風水害の場合

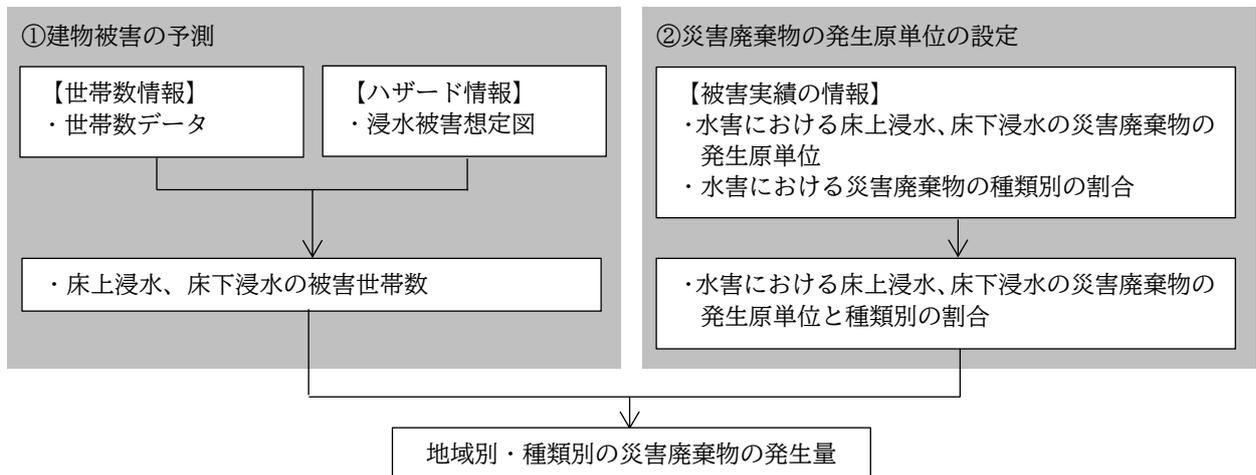


図 3-9：災害廃棄物の種類別発生量推計の流れ（風水害）

表 3-10：災害廃棄物の発生原単位（風水害）

被害区分	発生原単位	備考
床上浸水	4.60 トン／世帯	浸水深が 0.5m 以上の被害
床下浸水	0.62 トン／世帯	浸水深が 0.5m 未満の被害

注記1：「災害廃棄物対策指針」（環境省）を参考に作成

表 3-11：災害廃棄物の種類別割合（風水害）

被害要因	可燃物	不燃物	ｺﾝｸﾘｰﾄがら	金属
水害	38.6%	9.1%	4.3%	2.6%
柱角材	危険物・有害物	思い出の品・貴重品	廃家電類	土砂
16.8%	0.5%	0.1%	1.9%	26.1%

注記1：「災害廃棄物対策指針」（環境省）を参考に作成

表 3-12：想定する災害廃棄物の量（風水害）

廃棄物種類	廃棄物の量 (トン)	廃棄物種類	廃棄物の量 (トン)
可燃物	8,252	危険物・有害物	107
不燃物	1,945	思い出の品・貴重品	21
コンクリートがら	919	廃家電類	406
金属	556	土砂	5,580
柱角材	3,592	合計	21,378
※合計のうち、床上浸水分 20,944 トン、床下浸水分 435 トン			

注記 1：端数処理により、合計が一致しない欄があります。

注記 2：「災害廃棄物処理指針」（埼玉県）の推計結果をもとに記載しています。

注記 3：この表は、表 1-5 の再掲です。

### （3）火山災害の場合

市内平均で 6cm の降灰量であれば、灰の重量により建物が倒壊するなどの被害を受ける可能性は低いと考えられます。このため、火山災害の場合は、市内で宅地として利用されている面積に降灰した量をすべて処分し、発生する廃棄物はすべて火山灰として想定します。

表 3-13：想定する廃棄物の量（火山災害）

想定する火山灰の量 (注記 1)	火山灰 440,220m <sup>3</sup> （比重が平均で 1.0g/cm <sup>3</sup> として、440,220 トン）
---------------------	--

注記 1：市内で宅地として利用されている面積（7.337km<sup>2</sup>）に降灰した量をすべて処分すると仮定した場合

注記 2：本市の市域面積は 18.34km<sup>2</sup>であり、このうち宅地として利用されている面積は約 40%に相当

注記 3：この表は、表 1-6 の一部の再掲です。

## 2. 2 処理スケジュール

災害が発生した場合は、速やかに災害廃棄物を除去・処理することが早期の復旧・復興につながることから、本市だけでなく、県・国・関係事業者・市民が相互に連携して処理にあたり、災害発生から 3 年以内に処理を完了させることを基本とします。災害廃棄物の処理スケジュールの例を表 3-14 に示します。

災害が発生した場合は、実際の災害廃棄物発生量を把握し、処理施設の被害状況などを踏まえて、処理のスケジュールを立案します。広域的な支援が必要な場合は、支援が受けられることを前提として、災害廃棄物の除去・処理の目標時期を示したうえで、関係機関と調整を行うものとします。

災害発生後数日間の初動期には、大量に発生したがれき等で道路が塞がれることから、人命救助や緊急輸送等の確保のため、緊急性の高い現場から順に撤去し、一次仮置場へ搬入することになります。このため、一次仮置場を速やかに指定して、円滑な作業を確保する必要があります。また、これと並行して、災害廃棄物の発生量を推計し、処理能力と比較し、必要な処理体制を検討します。

応急対応期（～3か月程度）には、一次仮置場への搬入が本格化します。災害廃棄物の状態を把握し、処理方法を検討して、災害廃棄物処理実行計画を策定します。また、可能なものから二次仮置場へ搬入し、分別や破碎などの中間処理を行います。この際、できるだけ再生利用を行い、埋立処分量を減らせるようにします。

復旧・復興期（～3年程度）には、二次仮置場や既存処理施設での処理が本格化します。処理にあたっては、極力再生利用できるように分別・選別を行います。現場からの搬出は、1年以内を目標に完了

させ、一次仮置場についても、二次仮置場等への搬出が完了した段階で原状回復を行い、速やかに返還できるようにします。二次仮置場等に仮設処理施設を設置した場合には、撤去期間を考慮のうえで、3年以内に処理が完了できるように進捗管理を行います。

市内で発生した災害廃棄物は、できるだけ市内で処理することを基本としますが、災害の規模によっては、県や近隣市町、関連民間団体等と連携して、広域的な処理ができるよう調整します。

表 3-14：災害廃棄物の処理スケジュール例

対応内容		実施主体	初動期 (～数日間)			応急対応 (～3か月)			復旧・復興 (～3年)		
災害廃棄物処理担当の活動立ち上げ		市	●								
被害情報収集、県との連絡調整		市		●	●						
災害廃棄物発生量の推計		市			●	●	●	●	●		
処理体制の構築		市			●	●					
災害廃棄物処理実行計画の策定		市				●	●	●	●		
一次仮置場の指定（1か月以内）		市		●	●	●					
災害廃棄物除去 一次仮置場搬入	道路啓開	市		●	●						
	解体等（1年以内）	市			●	●	●	●	●		
二次仮置場の指定・整備（広域処理）		県					○	○	○	○	
災害廃棄物の 処理	二次仮置場へ搬入	市						●	●	●	
	二次仮置場で中間処理	市						●	●	●	
	焼却灰等埋立処分	市						●	●	●	
一次・二次仮置場の原状復旧		市							●	●	●
避難所 仮設トイレ設置・ごみ収集		市		●	●	●					
避難所（仮設住宅）ごみ・し尿処理		市			●	●	●	●	●		
通常的生活ごみの収集・処理		市	●	●	●	●	●	●	●	●	●

注記1：「災害廃棄物処理指針」（埼玉県）を参考に作成

### 2.3 処理フロー

災害廃棄物の発生量が最も多いと推計される地震災害を例として、災害廃棄物処理フローの例を図3-15に示します。なお、図中に示した処理量は概算値であり、実際には廃棄物の性状により変動することが予想されます。災害廃棄物には、処理困難なものが多く含まれることから、県や関係事業者等と連携して、適正な処理が行えるようにする必要があります。

一次仮置場は、処理前に災害廃棄物を分別して一定期間保管する仮置場として、二次仮置場は、災害廃棄物の破碎・選別・焼却等の中間処理を行う仮置場として、それぞれ位置付けています。一次仮置場では、重機を用いて粗選別を行い、金属くずや柱角材の一部は、直接再生利用先へ搬出することになります。二次仮置場は、破碎・選別等の設備を仮設し、受入先の要求条件に合わせた性状になるよう中間処理を行います。

処理フローは、処理の進捗や廃棄物の性状、災害の種類や規模などに応じて随時見直すものとします。

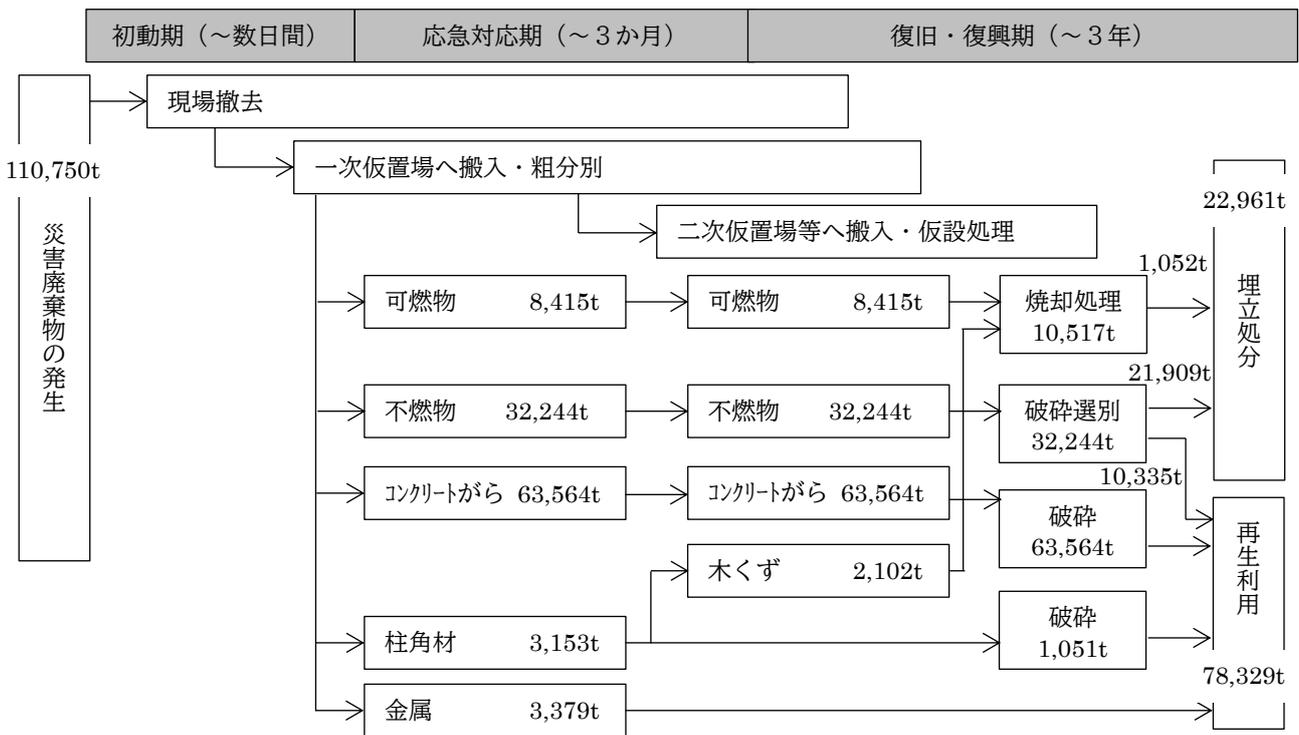


図 3-15：災害廃棄物処理のフロー例

注記 1：中間処理後の重量比率等は、「災害廃棄物処理指針」（埼玉県）を参考に作成

## 2. 4 収集運搬計画

図 3-16 に被災現場からの搬出方法を示します。被災現場、一次仮置場、二次仮置場、中間処理施設、再生処理業者相互間の運搬を実施する必要がありますが、運搬車両、仮置場の容量などに限りがあるため、できるだけ現場で分別して、中間処理施設や再生処理業者などへ直送できるようにする必要があります。一方で、市内には狭隘な道路が多く、小型な車両でないと進入できない場所も多いことから、このような現場の場合には仮置場等で取り卸しの際に分別を行うことも検討します。ごみ出しにはボランティアが関わることが多いものと見込まれることから、事前に社会福祉協議会などに対して、災害ごみ排出の際の分別基準の案内を依頼する必要があります。

し尿の収集運搬に関しては、上下水道の被害状況、避難所の収容人員などの情報を集約し、速やかに必要な仮設トイレ等を配備したうえで、適切な間隔での汲み取りを実施するものとします。

また、広域処理を行う場合には、被害状況や受入先などの状況を総合的に勘案し、近隣地区に貨物駅（新座貨物ターミナル駅）が所在することから、鉄道輸送も積極的に検討を行うものとします。

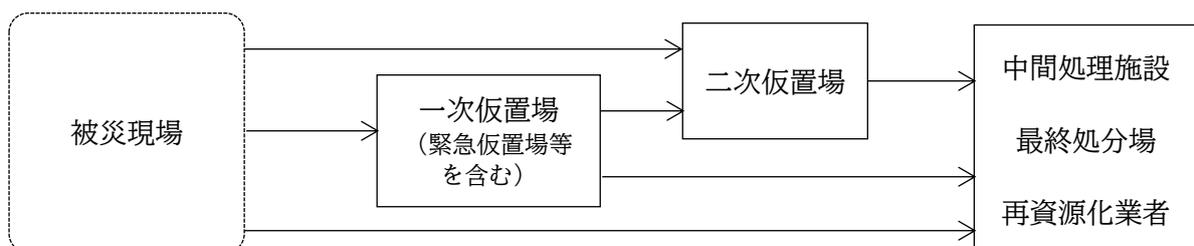


図 3-16：被災現場からの搬出方法

表 3-17 は、災害廃棄物の収集運搬に必要な車両台数を見積もったものです。ただし実際には、がれき類の形状や運搬車両への積載条件などから、更に多く必要になると見込まれることから、実際の災害発生時には、廃棄物発生量を速やかに推計して、県や関連団体などを通して支援を要請し、収集運搬に必要な車両を確保するものとします。

表 3-17：災害廃棄物等の収集運搬に必要な車両延べ台数の推計

災害の種類	ごみの種類	想定発生量	全量を 4 トン車で 運搬する場合		全量を 10 トン車で 運搬する場合	
			延べ台数	必要台数*	延べ台数	必要台数*
地震災害	可燃ごみ	8,415 トン	2,104 台	28 台/日	842 台	12 台/日
	不燃ごみ等	102,335 トン	25,584 台	342 台/日	10,234 台	137 台/日
風水害	可燃ごみ	8,252 トン	2,063 台	28 台/日	826 台	12 台/日
	不燃ごみ等	7,525 トン	1,882 台	26 台/日	753 台	11 台/日
	土砂	5,580 トン	1,395 台	19 台/日	558 台	8 台/日
火山災害	火山灰	440,220 トン	110,055 台	1,468 台/日	44,022 台	587 台/日

注記 1：「必要台数」は、3 か月（75 日）で全量を運搬する場合の 1 日あたり必要台数

注記 2：「全量を 4 トン車で運搬する場合」は、被災場所から一次仮置場までの運搬を想定

注記 3：「全量を 10 トン車で運搬する場合」は、一次仮置場以降の運搬を想定

注記 4：火山灰は、想定発生量が格別に多いため、可能な限り仮置場を経由しない運搬計画を立てるものとします。

注記 5：仮置場の 1 日あたり受入可能台数は、事前に完全に分別された状態で搬入された場合で 300 台程度と想定されます。これを上回るものについては、別の場所にも仮置場を設けるなど、台数を分散させる方が必要です。

## 2. 5 仮置場の設置、運営管理、返却

災害が発生した場合、廃棄物の分別や、処理するまでの間のストック場所として、仮置場が必要になります。本市で設置する仮置場の種類は、表 3-18 のとおりとします。また、仮置場に必要となる面積の推計を表 3-19 に示します。

仮置場は、地域防災計画などとの整合を図りながら選定することになります。現時点での仮置場候補地を表 3-20 に示します。災害廃棄物発生量推計の結果、一か所ですべての種類の災害廃棄物を受け入れできない場合には、種類ごとに仮置場を分けることも検討します。

表 3-18：市で設置する仮置場の種類

一次仮置場	被災した住民、市の委託業者（収集運搬、家屋公費解体等）等が災害廃棄物を搬入する場所。搬入の際には、完全に分別された状態であることを原則とし、粗選別を行ったのち、二次仮置場へ搬出する。
二次仮置場	一次仮置場から搬入された災害廃棄物を中間処理するほか、再資源化可能なものを一時保管する場所。二次仮置場への直接搬入は受入しない。

注記 1：通常のごみ集積所では、災害廃棄物の受入はしませんが、可燃ごみや不燃ごみ等の分別基準に従って排出された場合は、収集の対象となります。

表 3-19：災害廃棄物の仮置場必要面積

災害の種類	仮置場		
	要保管量	必要面積① (積上高 5.0m 時)	必要面積② (積上高 3.0m 時)
地震災害	73,833 トン	31,800 ㎡	53,000 ㎡
風水害	14,238 トン	10,200 ㎡	17,000 ㎡
火山災害	293,480 トン	117,400 ㎡	195,700 ㎡

注記 1：「要保管量」は、「災害廃棄物発生量推計シート」(埼玉県資源循環推進課作成)を参考に、排出される量の 2/3 を想定しています。

注記 2：見かけ比重を、可燃ごみ・柱角材 0.4 トン/㎡、火山灰 1.0 トン/㎡、それ以外 1.1 トン/㎡として計算しています。

注記 3：保管面積と同等面積の作業スペースが必要として計算しています。

注記 4：火山灰は、想定発生量が格別が多く、仮置場に収容しきれないことが想定されるため、可能な限り仮置場を経由しない運搬計画を立てるものとします。

表 3-20：仮置場の候補地

No.	名称	所在地	敷地面積	仮置面積	留意事項	管理者
A	中央公園 陸上競技場	青葉台 1-9-1	71,000 ㎡	18,314 ㎡	・幹線道路沿い ・人工芝、全天候型トラック ・ヘリコプター離着陸場第 2 次候補地 ・近隣に小中学校あり	生涯学習・スポーツ課
B	中央公園野球場	青葉台 1-9-2		11,413 ㎡	・幹線道路沿い ・土と芝生 ・救援物資集積拠点 ・近隣に小中学校あり	生涯学習・スポーツ課
C	朝霞の森	大字膝折 2-34	30,000 ㎡	30,000 ㎡	・国有地のため国の意向確認が必須 ・基地跡地 ・近隣に中学校あり	財務省 (みどり公園課)
D	北朝霞公園 野球場	北原 1-3	13,900 ㎡	9,028 ㎡	・土 ・住宅街 ・近隣に小学校あり	生涯学習・スポーツ課
E	内間木公園 ソフトボール場	大字上内間木 518-3	16,800 ㎡	4,681 ㎡	・クリーンセンターに近い ・土と芝生 ・浸水想定区域	生涯学習・スポーツ課
F	内間木公園 テニスコート			1,225 ㎡	・クリーンセンターに近い ・砂入り人工芝 ・浸水想定区域	生涯学習・スポーツ課
G	朝霞第三中学校 第二グラウンド	大字溝沼 1043-1		8,017 ㎡	・民有地 ・学校用地 ・中学校は避難所だが黒目川を隔てて所在 ・浸水想定区域	教育総務課
H	朝霞第二中学校 第二グラウンド	大字岡 199		6,336 ㎡	・学校用地 ・避難所 ・浸水想定区域	教育総務課

実際に仮置場を設定する場合は、候補地の条件を点数化して優先順位を評価し、その順位に従って検討を進めるものとします。仮置場の優先順位の評価項目の例を表 3-21 に示します。

表 3-21：仮置場の優先順位の評価項目（例）

留意点		候補地ア	候補地イ	候補地ウ
①候補地の留意点				
	立地条件			
	前面道路幅			
	所有者			
	面積			
	周辺の土地利用			
	土地利用の規制			
	輸送ルート			
	土地の形状			
	土地の基盤整備の状況			
	設備			
	被災考慮			
	地域防災計画での位置付け			
①の点数（○の数）				
②災害個別の留意点				
	仮置場の配置			
	被災地との距離			
②の点数（○の数）				
合計点（①+②）				

注記：合計点が高いほど優先順位が高いことを意味します。

災害が発生した場合、実際の被害状況から災害廃棄物発生量を推計し、これを基に仮置場の必要面積を算定します。表 3-21 の仮置場評価結果と照らし合わせて、実際の仮置場を選定していきます。少なくとも一次仮置場の選定は災害発生後 48 時間以内に行うこととし、一次仮置場で面積の不足する分や二次仮置場は、その後に選定していくものとします。

災害廃棄物仮置場の設置・運営にあたって留意すべき事項を表 3-22 に、仮置場の平面図の例を図 3-23 に、災害廃棄物の分別区分を表 3-24 に、それぞれ示します。

表 3-22：災害廃棄物仮置場の設置・運営にあたって留意すべき事項（その①）

<p>○仮置場の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一次仮置場の指定は、災害発生後 48 時間以内に行うようにします。また、利用開始前に原状を写真撮影しておきます。</li> <li>・仮置場は公有地（本市だけでなく国、県も含めて考える）を優先して選定しますが、状況に応じて民有地の利用も検討します。</li> <li>・廃自動車の仮置場は必要面積が大きいため、場所を分けて指定するなどの配慮が必要です。</li> <li>・平時に、仮置場候補地の土壌汚染調査を実施しておきます。</li> </ul>
--

表 3-22：災害廃棄物仮置場の設置・運営にあたって留意すべき事項（その②）

- 仮置場の運営
- ・ 消防などによる人命救助活動に伴って発生する災害廃棄物は、混合状態にあることから、一般の一次仮置場とは別の場所に、公営撤去専用仮置場を指定して、そこで一旦分別してから一次仮置場へ搬入することを基本とします。この仮置場も災害発生後 48 時間以内に指定するようにします。
  - ・ 廃棄物が腐敗すると、害虫や悪臭が発生する可能性が高いことから、必要な薬剤の手配を行う必要があります。
  - ・ 一次仮置場とは別に、自然発生的に仮置場が路上などに形成されてしまう傾向にあるため、自治会等と連携して、一次仮置場へ適切に誘導する必要があります。
  - ・ 火災発生に備え、散水設備の仮設と消防水利の確認を行う必要があります。
  - ・ 過去の大規模災害の例から、仮置場への搬入車で激しい渋滞の発生が予想されます。完全分別済の車両に限り利用可能なファストレーンを設定するなどの工夫により、全体の混雑緩和を図る必要があります。
  - ・ 仮置場は不法投棄がきわめて発生しやすいため、周囲をフェンスで囲み、時間外は施錠し、火災対策の観点からも、夜間も有人で警備を実施するものとします。
  - ・ 消火活動用地の確保や延焼防止のため、仮置場内は区画ごとに 2m 以上の離隔を確保し、積み上げ高さは 5m 以下、一区画あたり 200 m<sup>2</sup>以下とすることを基本とします。
  - ・ 作業の安全確保のため、作業員はヘルメット、安全靴、ゴーグル、マスク、手袋等の防護具着用を必須とし、必要な物資の確保を行うものとします。

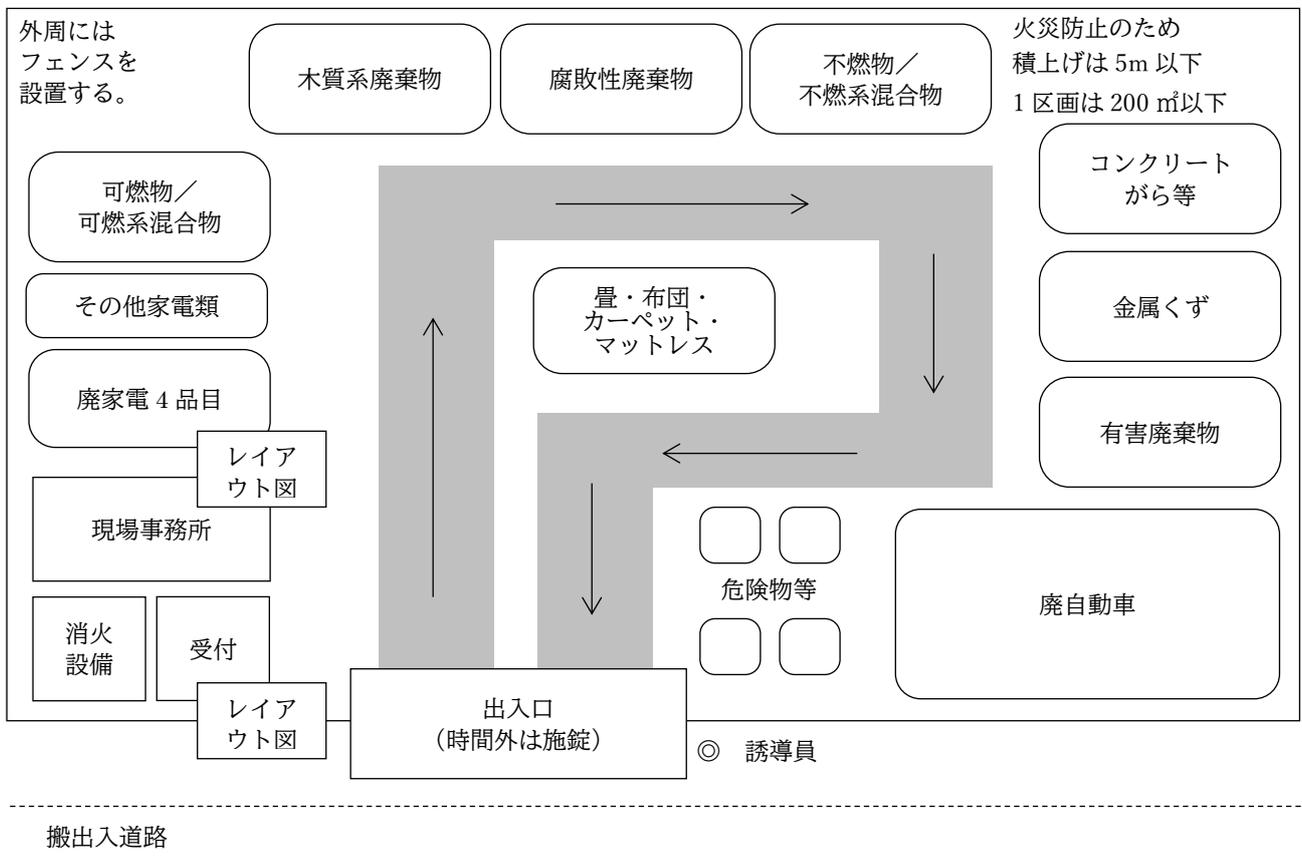


図 3-23：仮置場平面図の例

表 3-24：災害廃棄物の分別区分例

品目	主なもの	備考
可燃物／可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物	
木質系廃棄物	柱・梁・壁材・床材、水害による流木等	床材は材質により分別する
畳・布団・カーペット・マットレス	被災家屋から排出される畳・布団、カーペット、マットレス。被害を受け使用できなくなったもの	
不燃物／不燃系混合物	プラスチック、ガラス、陶器、瓦、タイル、洗面台など。分別することができない細かなコンクリートや木くずや金属、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物※等）などが混在し、概ね不燃系の廃棄物	携帯用ライターは危険物
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど	
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など	
廃家電4品目	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの	冷蔵庫の中身は出す。家電リサイクル法のスキームによる処理
小型家電／その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの	
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品、動物死体など	
廃自動車	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。	
有害廃棄物	石綿含有廃棄物、スレート、PCB、感染性廃棄物、フロン類・CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）	
危険物（ガスボンベ、スプレー缶、携帯用ライター）	（土砂を被った）ガスボンベ、スプレー缶、携帯用ライター	
危険物（灯油等）	（漂流した）灯油タンク、ガソリンタンク、油吸着マット	
危険物（化学物質）	ペンキ・シンナー類、殺虫剤、農薬、薬品類、テトラクロロエチレン等の化学物質	
電池、太陽光パネル	電池、太陽光パネル、充電して使う機器で電池の外せないもの	
消火器	消火器	

仮置場の返却にあたっては、表 3-25 に示す方法を原則とします。ただし、貸主との間に別途取り決めがある場合は、それに従うものとします。

表 3-25：仮置場の返却方法

項目	内容
借地費用	「行政財産の使用料に関する条例」の「別表」に定める額を準用して算定します。なお、これとは別に、借用期間の固定資産税相当額を別途支払うものとします。
返還時期	災害発生後3年以内とします。
返還方法	必要に応じて土壌汚染調査を行い、原状復旧後に返還するものとします。

## 2. 6 仮設処理施設

一次仮置場において粗選別を行ったのち、二次仮置場で中間処理を行います。中間処理は災害廃棄物の性状に合わせて、破碎、選別、焼却などを組み合わせて行います。二次仮置場は、廃棄物の減量化、再資源化を行うことで、効率よく災害廃棄物を処理する位置付けの施設とします。

災害廃棄物の発生量と処理余力のバランスから、特に不燃物の処理能力が大きく不足することが見込

まれるため、本市における二次仮置場では、破碎機の設置、分別による再資源化、ストックヤードが中心的な機能になるものと考えられます。

二次仮置場は広大な面積が必要となることから、被害状況や仮置場の確保状況などによっては、二次仮置場の機能を県などへ事務委託することも検討します。

## 2. 7 環境モニタリング

仮置場周辺の生活環境の保全や、労働災害防止のため、仮置場など災害廃棄物処理の現場において環境モニタリングを行い、適切な対策を行う必要があります。測定項目としては、大気、騒音・振動、土壌等、臭気、水質などが挙げられます。想定される影響と対策例を表3-26に、環境モニタリング地点の選定の考え方を表3-27に、それぞれ示します。

表3-26：処理にあたって想定される影響と対策の例

項目	想定される影響	対策の例
大気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粉塵の飛散</li> <li>・石綿含有廃棄物の保管、処理に伴う飛散</li> <li>・保管中の有害ガス、可燃性ガスの発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な散水、・屋根の設置</li> <li>・飛散防止ネットの設置、・フレコンへ収納</li> <li>・車路への鉄板敷設、・退出時タイヤ洗浄</li> <li>・石綿の目視分別、・石綿の測定監視</li> <li>・積上げ高さ制限</li> </ul>
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理作業に伴う騒音振動</li> <li>・車両通行に伴う騒音振動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低騒音、低振動な機械の使用</li> <li>・処理作業区画への防音シート設置</li> </ul>
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺への有害物質漏出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遮水シート設置、・分別保管</li> </ul>
臭気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物からの悪臭発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腐敗性廃棄物の優先処理</li> <li>・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布</li> <li>・シートによる被覆</li> </ul>
水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨等による公共水域への漏出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遮水シート設置、・敷地内排水の適正処理</li> <li>・水たまりを埋める</li> </ul>

注記1：この表は、「災害廃棄物対策指針」（環境省）技術資料を参考に作成しています。

表3-27：環境モニタリング地点の選定の考え方

項目	地点選定の考え方
大気、臭気	処理施設の位置や腐敗性廃棄物の置場と、風下で生活環境保全対象が存在する方向を確認し、モニタリング地点を選定する。
騒音・振動	騒音や振動が発生すると見込まれる施設の位置と、生活環境保全対象が存在する方向を確認し、モニタリング地点を選定する。
土壌等	事前に仮置場の土壌汚染調査を実施しておき、仮置場としての使用終了後に、土壌汚染のおそれのある廃棄物を置いていた場所を中心に、事後の調査を実施する。
水質	雨水の排水口周辺や、土壌汚染のおそれのある廃棄物周辺を選定する。

注記1：この表は、「災害廃棄物対策指針」（環境省）技術資料を参考に作成しています。

環境モニタリングは、仮置場等の設置前後だけでなく、設置期間中は定期的実施して、適時情報を市民に公開するものとします。

また、近年ではリチウムイオン電池などの充電電池が原因と思われる火災が多く発生していることから、仮置場における火災防止対策を十分に行う必要があります。このため、仮置場では不燃物、その他家電

類などを対象として散水設備を仮設し、毎日数回散水を実施するほか、火災発生時に利用可能な消防水利の位置を把握しておく必要があります。市民に対して危険物の分別徹底を広報するほか、仮置場では積上げ高さを 5.0m 以下に抑え、区画の間隔を 2.0m 以上確保し、1 区画を 200 m<sup>2</sup>以内にするこで延焼防止と消火活動用地の確保を行うものとします。

火山災害の場合、火山灰を仮置きする場所では、雨天の際の漏出、強風による火山灰の飛散等を防止する目的で、全方向をシートで覆うことを基本とします。性状は土砂に近いことから、一般的な重機による作業が可能ですが、水と反応すると石膏のように固化するため、シートによる防水が効果的であると考えられます。

## 2. 8 再生利用

災害廃棄物は、再生利用可能なものを多く含んでいます。過去の大規模災害等の例から、埋立による最終処分量には限りがあり、埋立量を減らすことが強く求められるものと想定されます。このため、災害廃棄物を可能な限り分別して再生利用する必要があります。表 3-28 に再生資材の例を、表 3-29 に現在実施している再生利用の例を、それぞれ示します。

表 3-28：再生資材の例

ごみの種類	再生資材	利用用途等
コンクリートがら	再生砕石	道路路盤材等
金属類	金属	金属として再生利用
柱・角材	チップ・ペレット	サーマルリサイクル（燃料） マテリアルリサイクル（資材）
可燃物	焼却灰	セメント原料等
土砂	土砂	盛土材料等

注記 1：火山灰は土砂と同様の扱いで処理されているが、大規模な再生利用はほとんど例がない。

表 3-29：現在実施している再生利用の例

ごみの種類	再生利用
可燃物（焼却灰）	人工砂の原料、セメントの原料、再生砕石
可燃物（ばいじん）	セメントの原料、再生砕石
金属類	金属として再生利用
粗大ごみ（不燃残渣、廃プラスチック）	ガス化改質、熱回収
小型家電	レアメタル回収、金属・プラスチック等の再利用
プラスチック	ガス化改質、熱回収、プラスチックの原料
ペットボトル	ペットボトルの原料
びん	ガラスとして再生利用
紙類	製紙原料

## 2. 9 最終処分

現在、本市には一般廃棄物の最終処分場がなく、最終処分の全量を市外の施設に依存している状況にあります。このため、埋立による最終処分量をできるだけ減らす必要があります。

地震災害の場合、埋立処分を要する不燃物が 21,909 トン、焼却灰が 1,052 トン発生すると見込まれています。これは、平常時の年間埋立量（不燃物 113 トン、焼却灰 943 トン：令和 4 年度実績）に比べて著しく多いことから、災害廃棄物の最終処分に関する協定の締結などを検討するとともに、分別の徹底によって埋立処分量を減らす取り組みが求められます。

## 2. 10 がれき撤去、損壊家屋等の解体・撤去

災害発生直後から、人命救助・行方不明者捜索等のため、道路上の支障物や倒壊の危険性の高い建物の撤去が、建設活動班、自衛隊、警察などにより実施されます。これらの活動により排出される災害廃棄物は混合状態にあることから、一般の一次仮置場とは別に、公営撤去専用仮置場を災害発生後 48 時間以内に指定し、分別したうえで一次仮置場へ移動させる必要があります。

地震災害の場合、全壊または焼失すると想定されている家屋が合計で 300 棟あると見込まれています。実際に災害が発生した場合は、災害対策本部などから被害棟数の情報を収集し、災害廃棄物の発生量を推計して、災害廃棄物処理実行計画に反映させるものとします。

被災家屋等の解体は、所有者が行うことが原則ですが、状況によっては公費で解体を行うことも考えられます。この場合の廃棄物は、緊急に撤去を要するもの以外は、現場で分別を行ったうえで一次仮置場へ搬入することを原則とします。

また、建物の建築時期によってはアスベスト（石綿）が使用されている可能性があることから、法令に基づき必要な手続きを行ったうえで解体・処理を行う必要があります。この場合の廃棄物は自治体では処理困難であることから、飛散しないように厳封したうえで別途管理し、専門業者に処理を委託することとなります。

## 2. 11 広域的な処理・処分

大規模な災害の発生に備え、災害廃棄物の広域的な処理について、役割分担の確認や協定の締結などを検討することが求められます。また、広域的な処理の支援側となることも想定し、市の処理施設において、市外で発生した災害廃棄物の受入条件や手続きを検討しておくことも必要です。

広域的な支援体制を有効に機能させるため、県と市の役割を表 3-30 のとおり整理します。

表 3-30：広域支援体制における県と市の役割分担

県	市
<b>①災害廃棄物対策本部の設置・県内被害状況の情報収集</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災後速やかに、災害対策本部環境対策部を設置し、県内被害状況の情報収集を行う。</li> <li>・災害対策本部と連携して県内市町村等と連絡を取り、県内全域の災害廃棄物の発生状況、道路、処理施設等の被害状況を把握する。</li> <li>・団体規模に比して災害規模が大きい等の理由で計画・マニュアル等に定めた業務の遂行が著しく遅滞又は中断するおそれがある場合等、必要に応じて職員を市町村等に派遣し、業務の遂行の確認や進行管理の支援等を行う。</li> <li>・県内で対応困難な場合は、国及び県外自治体に対して、人員・人材の派遣、収集運搬・処理資機材等の支援を要請する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災後速やかに、災害廃棄物対策のための体制を整え、災害廃棄物の発生状況、道路、処理施設等の被害状況を把握し、県災害対策本部環境対策部（以下「県」という。）等に報告する。</li> <li>・初動期に必要な災害廃棄物の現場撤去、仮置場の確保を進める。</li> <li>・人員不足の場合、県に調整・支援を要請する。</li> <li>・緊急的に必要ながれきの撤去等について、民間事業者への協力要請やボランティアの受け入れ等を行う。</li> </ul>
<b>②処理体制の検討</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村等との連携により、県全体として迅速かつ効率的な処理を行える体制を構築する。市町村等ごとの被災状況や災害廃棄物処理対応の可否を詳細に把握し、以下の順で検討する。</li> <li>ア) 市町村等単独での処理が可能か</li> <li>イ) 市町村等間の広域処理による対応が可能か</li> <li>ウ) 県による主体処理が必要か</li> <li>エ) 県外自治体への支援要請が必要か</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況、災害廃棄物の発生状況から、市町村等単独で災害廃棄物を処理できるかを検討し、県に報告する。</li> <li>・単独での処理が困難な場合は県に支援要請する。</li> </ul>
<b>③市単独での処理体制の構築</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて、資機材、燃料等の確保を支援・調整する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人員を配置し、処理委託等の手続きを実施する。</li> </ul>
<b>④市主体の広域処理体制の構築</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市主体の広域処理が円滑に進むようエリアや処理体制について調整・支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の調整のもと、近隣市町村等との広域処理体制を構築する。</li> <li>・広域処理エリア内の各市町村等の役割分担を明確にし、それに必要な人員を各市町村等において配置する。エリア内の中核的な市町村等が中心的な役割を担う。また必要に応じて、県外からの経験者等の応援を受入れて体制を構築する。</li> </ul>
<b>⑤県主体の広域処理体制の構築</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村等自らの処理が困難であり、県への事務委託の要請があった場合は、県が主体となって災害廃棄物を処理する。</li> <li>・処理業務等の発注に当たって、複数市町村等のエリアを一括して発注することが効率的である場合は、関係市町村等と協議調整のうえ処理体制を構築する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の業務発注に必要な情報を提供する。</li> </ul>
<b>⑥国・県外自治体等との広域処理体制構築</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内処理が困難な場合、国・県外自治体等へ支援要請し、県外広域処理体制を構築する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の調整を受け、国・県外自治体等との広域処理体制を構築する。</li> <li>・県外自治体等と災害時の協力協定を締結している場合は、当該自治体等との連携を行う。</li> </ul>

注記 1：「災害廃棄物処理指針」（埼玉県）を参考に作成

## 2. 1 2 適正処理が困難な廃棄物の対策

災害廃棄物の中には、平時では一般廃棄物として発生しないような有害廃棄物が多く含まれる可能性があります。これらは本市では適正処理が困難なものとして、平時には受入していないものが多くあります。発生源として、被災した事業所等が想定されることから、災害対策本部などから被害状況の情報を入手し、市民の健康に影響が生じないか検討を行う必要があります。健康被害が生じる可能性があることが判明した場合には、速やかに市民に情報を提供するとともに、作業員の保護具等を取り揃え、優先的に回収して厳封のうえ運搬することとします。表 3-31 に、適正処理が困難な廃棄物の処理方法の例を示します。

表 3-31：適正処理が困難な廃棄物の処理方法の例

品 目	処理方法の例
石膏ボード、スレート板などの建材、石綿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿を含む廃棄物の場合、専門業者へ処理（埋立又は溶融）を委託する必要があります。</li> <li>・石綿を含む廃棄物は、専用の仮置場を設定し、必ず二重に封をするとともに、取扱う現場では散水や作業区域の密封など、法令に従って周辺環境への飛散を防止する必要があります。</li> <li>・石綿を含むかどうか判別が難しい場合、1975（昭和 50）年頃までに建築された建物は暫定的に一律で石綿を含むものとして取扱い、その後 1995（平成 7）年頃までに建築された建物は、部材の状況などから判断し、場合によっては検査を依頼して確定するようにします。（法改正時期により区分）</li> </ul>
PCB 含有廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCB（ポリ塩化ビフェニル）を含有する電気機器等は、市町村では処理せず、<u>所有者が自らの責任で処分</u>することを原則とします。</li> <li>・PCB 使用の有無は、メーカー名と型番から検索して判断します。判別が難しい場合、1955（昭和 30）年から 1972（昭和 47）年の間に製造された蛍光灯照明器具やトランス、コンデンサ等は暫定的に一律で PCB を含むものとして取扱い、その後に製造されたものは型番や検査によって確定するようにします。（JESCO 資料等により区分）</li> </ul>
感染性廃棄物 （家庭で発生したもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済み注射器、注射針等については、<u>医療機関での回収を優先</u>し、やむなく本市で引き取る場合には専用の容器を設定し、医療廃棄物取扱業者へ処理を委託します。</li> <li>・マスク等の感染拡大防止用具については、袋に入れて可燃物扱いで処理するものとします。</li> </ul>
有機溶剤（塗料、シンナー、トリクロロエチレン等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容器の移し替えや中身の抜き取り等は危険が伴うため、行わないようにします。</li> <li>・販売店やメーカー等に処理を委託します。これらが難しい場合は、専門の産業廃棄物処理業者への処理委託を検討するものとします。</li> </ul>
農薬類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容器の移し替えや中身の抜き取り等は危険が伴うため、行わないようにします。</li> <li>・毒物や劇物に該当する場合は、有資格者でないと取扱できない場合があるため、成分及び濃度を調査して、専門の処理業者へ委託するものとします。</li> </ul>
高圧ガスボンベ （LP ガス等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容器表示から所有者を特定し、<u>所有者に引取を依頼</u>します。</li> <li>・所有者が確認できない場合は、埼玉県高圧ガス溶材協会又は埼玉県 LP ガス協会へ照会して、回収方法を確認します。</li> </ul>
消火器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場で分別保管し、日本消火器工業会の指定する方法でリサイクルします。</li> </ul>
電池、充電電池等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乾電池と充電電池（充電して使う機器を含む）に仮置場で分別し、それぞれ通常の処理委託等により処理します。分別基準は通常と同様とします。</li> </ul>
鉛蓄電池（自動車用等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門の処理業者へ委託し、リサイクルします。</li> </ul>
蛍光管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場で分別保管し、通常の間接処理、処理委託により処理します。</li> </ul>

## 2. 1 3 思い出の品

災害廃棄物の中から、位牌、アルバム、賞状など個人にとって価値のあるものが発見されることが多くあります。作業現場では適正な取扱・保管が難しく、場合によっては作業の円滑な進行の妨げになるおそれもあることから、これらの思い出の品は、行政で保管し、できるだけ元の所有者に返還できるようにする必要があります。

具体的には、屋内で棚を設けた保管場所を設定し、台帳に発見場所、発見日時、名称等を記入して後日の検索が容易に行えるようにします。また、可能な範囲で清掃してから保管します。市民からの問い

合わせが多く発生することも想定されるため、思い出の品を保管していることを広報する必要があります。

現金、貴金属、金券などの有価物が発見された場合には、市での保管管理は行わず、発見から7日以内に警察に届け出る必要があります。この場合、発見日時、発見場所、発見者氏名の情報が必要となるため、台帳に記入して、拾得・届出を管理するものとします。

## 2. 1 4 避難所ごみ・生活系ごみ

避難所等における公衆衛生確保のため、災害対策本部などと連携し、災害発生後3日以内を目安に、避難所ごみの収集を開始できるようにします。施設や収集車両、人員等の被害状況によっては、通常の収集運搬体制が機能しないことも考えられるため、必要に応じて速やかに支援を要請し、避難所ごみ・生活系ごみの収集を再開できるようにします。

避難所ごみの発生量推計は、数式3-32により算出し、必要な車両台数を算出するものとします。

(避難人数) × 600 g / 日 = (①1日あたり避難所ごみ総重量) ・ ・ ・ トン単位に換算する。

(①トン) ÷ 1.5 トン / 台 = (1日あたり延べ必要台数)

数式3-32：車両台数算出式

市内での避難所避難者数は、地域防災計画によれば最大で約12,000人と想定されることから、避難所ごみは1日あたり7.2トン程度の発生が見込まれ、避難所のみで1日あたり延べ4台が必要となります。道路状況によりますが、通常は1日1台あたり3~4往復程度可能であることから、避難所ごみ専用の収集運搬車両は、余裕をみて毎日2~3台が確保できればよい計算となります。このうち1台は可燃ごみ、別の1台は資源プラスチックの収集とし、それ以外の収集車両は、発生量にもよりますが、通常的生活系ごみの収集車両を活用する計画とします。

避難所ごみは、避難所に届けられる支援物資等の使用、消費により発生することから、通常的生活系ごみとは組成が大きく異なることが想定されます。災害廃棄物の処理能力を最大限に確保するために、避難所ごみの特性に応じた分別排出を避難所運営管理者に要請する必要があります。避難所ごみの分別例を表3-33に示します。

表3-33：避難所ごみの分別例（5分別）

ごみの種類	処理方法の例
容器包装プラスチック（資源プラ）	容器包装リサイクル、軟質プラスチック等として再生利用
ダンボール	ダンボール資源として再生利用
布類	紙資源等として再生利用
その他燃やすごみ（可燃ごみ）	焼却して灰を再生利用
その他燃やせないごみ（不燃ごみ）	破碎

避難所ごみ、生活系ごみは、災害廃棄物とは分別の種類や基準が異なります。このため、避難所ごみ、生活系ごみはクリーンセンターで、災害廃棄物は仮置場でそれぞれ受入することを基本とします。

## 2. 15 し尿処理

災害発生時、上下水道施設の被害状況によっては水洗トイレが使用できなくなる可能性があります。また、避難所で発生するし尿に対応する必要があることから、上下水道施設の被害状況や避難者数の情報を速やかに入手して、必要な仮設トイレを配備し、発生するし尿の収集体制を確立する必要があります。避難所以外に避難している人や、下水道施設等が被害を受けて使用できない人も仮設トイレを使用することが想定されるため、以下の表の考え方に従ってし尿処理の計画を立案する必要があります。

避難者数や被害状況の想定が最も大きいと見込まれる地震災害の場合において、し尿発生量の推計を表 3-34 に、仮設トイレの必要数を表 3-35 に、し尿収集運搬車両台数の推計を表 3-36 に、それぞれ示します。

表 3-34：し尿発生量の推計

仮設トイレ 使用人数	建物被害による全避難者数	2,117 人
	断水による避難者数	17,970 人
し尿処理人口		5,545 人
人数合計		25,632 人
1 日あたりし尿発生量		43,575L

注記 1：「朝霞市地域防災計画」（朝霞市防災会議）の被害予測のうち、全避難者数が最大となる地震災害・初期消火率 30%・1 日後の時点の数値を採用。

注記 2：「災害廃棄物対策指針」（環境省）技術資料から、1 人 1 日あたりのし尿発生量を 1.7L としています。

表 3-35：仮設トイレ必要数の推計

仮設トイレ 使用人数	建物被害による全避難者数	2,117 人
	断水による避難者数	17,970 人
人数合計		20,087 人
仮設トイレ必要設置数		257 基

注記 1：仮設トイレ 1 基あたり 400L の容量とし、3 日おきの収集で 1 人 1 日あたり発生量 1.7L から必要設置数を推計しました。

表 3-36：し尿収集運搬車両台数の推計

仮設トイレ設置数	257 基
バキューム車必要台数（3.6kL/台）	6 台

注記 1：バキューム車 1 台あたり収集可能な仮設トイレ数を 4 基、1 日あたり 4 往復とした場合、1 日 1 台あたり 16 基の収集が可能。3 日に 1 回収集する想定で算出しています。

し尿の収集運搬については、災害発生後の迅速な対応のため、平時から関係部署、し尿収集運搬事業者、仮設トイレ保有事業者等と情報を共有し、連携を図る必要があります。

近隣自治体も同時に被害を受けた場合、支援が受けられないだけでなく、市内全域で下水道が使用できなくなることも想定されるため、平時における以下の対策を検討します。

- ・ レンタル事業者等が保有する仮設トイレを優先使用できる協定の締結
- ・ 災害時に利用可能なトイレ、収集運搬車両の確保・整備
- ・ 市民等に対して、簡易トイレの備蓄呼びかけ

災害発生時には、公衆衛生確保の観点から、浄化槽汚泥よりもし尿の収集運搬を優先し、特に冠水・水没した地区から優先して作業を行うものとします。また、マンホールトイレについては、下水道の被害状況を踏まえて使用可否を各避難所へ指示する必要があります。

### 3 市民への広報・啓発

#### 3.1 広報

迅速に、効率よく災害廃棄物を処理できるようにするためには、適切な広報に基づく市民の協力が不可欠です。必要な事項を適時的確に広報できるようにするため、定型的な広報内容をあらかじめ検討しておく必要があります。表 3-37 に広報手段の例を、表 3-38 に広報内容と実施時期の例を、それぞれ示します。

広報にあたっては、内容の正確性のもとより、高齢者や外国人でも理解しやすいものとなるよう努める必要があります。多言語化対応には限界があるため、「やさしい日本語」「文章ではなく箇条書き」「絵や写真を使う」ことで、直感的に理解しやすいように工夫するものとします。また、各種情報を取りまとめた市ホームページを作成し、二次元バーコード等の掲載により誘導する方法も考えられます。

表 3-37：広報手段の例

対象となる相手方	広報手段の例
庁内各課	グループウェアによる電子メール、電話、FAX
市民（被災者）	防災行政無線、公設掲示板、広報車、自治会回覧、同掲示板、避難所掲示板、広報あさか、ちらし、駅前電光掲示板、テレビデータ放送、市ホームページ、市公式 SNS、メール配信サービス
各関係機関	防災行政無線、電話、FAX、LGWAN 電子メール
報道機関	報道発表（文書）、記者会見、電話、FAX
委託等関係事業者	電話、FAX、電子メール

表 3-38：広報内容と実施時期の例

広報の相手方	広報内容	広報手段	広報時期	参考文案
市民、ボランティア	災害廃棄物、生活系ごみの案内	市ホームページ、各種掲示板、ちらし等	災害発生当日または翌日	文案 1
	災害廃棄物の分別			文案 2
	火山灰片付け上の注意（火山災害）			文案 3
	災害廃棄物仮置場の案内	防災行政無線、広報車	仮置場受入開始前	文案 4
		市ホームページ、各種掲示板、ちらし等		文案 5
避難所 避難者	避難所ごみの分別	市ホームページ、避難所掲示板	避難所開設後速やかに	文案 6 文案 7

表 3-39：広報内容の検討

広報内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活系ごみの収集（日程、収集停止するもの、場所、分別等）</li> <li>仮設トイレ設置箇所</li> <li>災害廃棄物仮置場案内（場所、受入日時、分別、配置図、進入経路、禁忌品等）</li> <li>ボランティア支援依頼窓口</li> <li>思い出の品の保管状況</li> <li>便乗ごみ排出禁止、野焼き禁止、不法投棄禁止</li> <li>災害廃棄物処理の進捗と今後の見通し</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報内容は今後、状況により変更される可能性があることを明示する。</li> <li>生活系ごみは集積所へ、災害廃棄物は仮置場への排出場所区別を徹底する。</li> <li>指定場所以外に排出されたごみは収集しないこと、災害で被害を受けたもの以外は受入しないことを明示する。</li> <li>行政界近傍で混乱がないように留意する。（朝霞市の広報と明記する）</li> </ul>

<文案 1> 災害廃棄物、生活系ごみの案内

## ごみのおしらせ

朝霞市クリーンセンター 048-456-1593

しばらくの間、ごみの出し方が変わります。

	ごみを出すところ	ごみを出すとき	ごみを出す方法	ごみの種類
ご家庭で被害を受けてこわれたもの	災害ごみ仮置場 朝霞の森 大字膝折 2-34	月～金 (祝日除く) 9:00～16:00	仮置場へ直接持ち込んでください	積込み前に分別する (QRコード)
ご家庭の毎日の生活で出るごみ	通常のごみ集積場所	通常の収集日 朝 8:30 までに出す	袋に入れて出して ください	燃やすごみだけ集めます (資源と不燃はしばらくお休み)

不法投棄・野焼きは禁止です！

台風被害でないものは仮置場へ出せません

戸別収集は当分の間中止しています

搜索作業で見つかった貴重品は警察またはクリーンセンターで保管しています

このおしらせは 0 月 00 日時点の情報です。今後の変更にご注意下さい。

<文案 2> 災害廃棄物の分別

ごみのおしらせ

朝霞市クリーンセンター 048-456-1593

災害廃棄物仮置場（朝霞の森）では、分別済のごみを受入れています。  
0月00日発表・内容は今後変わることがあります。

ご家庭で被害を受けて  
こわれたもの

下表の16種類  
に分別する

積込

仮置場（朝霞の森）  
へ持ち込み

燃やすもの	紙、布類、プラスチックくず	腐敗性廃棄物	食品、動物死体
木くず	柱、木材、流木、木製の壁・床	廃自動車	(車検証が必要です)
畳、布団、マットレス、カーペット		有害廃棄物	石綿を含むもの、スレート、PCB を含むもの、感染性廃棄物
不燃物	ガラス、陶器、大きなプラスチック、瓦、タイル	ガスボンベ、スプレー缶、携帯ライター	
コンクリート	コンクリート、アスファルトくず	灯油容器	灯油タンク、ガソリンタンク
金属	鉄、アルミ	化学物質	ペンキ、シンナー、殺虫剤、農薬、 薬品類、その他化学物質
廃家電4品目	被害を受けて壊れた、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ	電池、太陽光	電池、充電して使うもので電池が 外せないもの、太陽光パネル
小型家電	上欄以外の品目で被害を受けて 壊れた家電品	消火器	消火器

ご注意

必ず分別をしてから積み込んでください。  
分別できていない状態での持込はできません。

<文案 3> 火山灰片付け上の注意

ごみのおしらせ

朝霞市クリーンセンター 048-456-1593

火山灰は、乾いた状態で、仮置場（朝霞の森）まで持ち込んでください。  
0月00日発表・内容は今後変わることがあります。

ご家庭の敷地  
内に積もった  
火山灰

出し方  
乾いたまま  
袋に入れる  
(水濡れ厳禁)

出すところ  
火山灰仮置場  
朝霞の森  
大字膝折 2-34

受入時間  
月～金  
(祝日除く)  
9:00～16:00

注意

- ◆会社・工場・事業所などに積もった火山灰は、市では処分できません。
- ◆火山灰を濡らすと、石膏（せっこう）のように固まります。  
1：火山灰は濡らさない 2：水を使った灰掃除はしない
- ◆通常のごみ集積所には、火山灰を出さないでください。

ご家庭の  
毎日の生活で  
出るごみ

通常どおり  
収集します  
(朝 8:30 までに出す)

収集時間は、道路状況により毎日  
変わります。必ず朝 8:30 までに  
ごみ集積所へ出してください。

<文案 4> 火山灰片付け上の注意

こちらは、朝霞市クリーンセンターです。

ご家庭の敷地内に積もった火山灰は、濡らさないで、乾いたまま袋に入れてください。

火山灰を入れた袋は、《仮置場施設名》の仮置場まで持ち込んでください。

火山灰を濡らすと、石膏（せっこう）のように固まります。

火山灰は濡らさない、水を使った灰掃除をしないようにお願いします。

ごみ集積所には火山灰を出さないでください。

<文案 5> 災害廃棄物仮置場の案内

こちらは、朝霞市クリーンセンターです。  
 ご家庭で被害を受けてこわれたものは、積み込む前に分別をしてから、《仮置場施設名》の仮置場まで持ち込んでください。  
 当分の間、通常のごみ集積所では、燃やすごみ以外は収集しません。  
 仮置場は、祝日をのぞく月曜から金曜まで、朝9時から夕方4時まで受付しています。  
 ごみは、必ず分別してから積み込んでください。分別していない状態では受入できません。  
 分別の種類は、朝霞市ホームページなどをご覧ください。

<文案 6> 災害廃棄物仮置場の案内

## ごみのおしらせ

朝霞市クリーンセンター 048-456-1593

災害廃棄物仮置場（朝霞の森）では、分別済のごみを受入しています。

0月00日発表・内容は今後変わることがあります。

ご家庭で被害を受けて  
こわれたもの

下表の16種類  
に分別する

積込

仮置場（朝霞の森）  
へ持ち込み

燃やすもの 不燃物	木くず コンクリート	畳、布団、マットレス、カーペット	金属
小型家電	腐敗性廃棄物	廃自動車	廃家電4品目
ガスボンベ、スプレー缶、携帯ライター	電池、太陽光パネル	灯油容器	有害廃棄物
		消火器	化学物質

◆仮置場のご案内

災害ごみ仮置場  
朝霞の森  
大字膝折 2-34

月～金（祝日除く）  
9:00～16:00

地 図

不法投棄・  
野焼きは  
禁止です！

台風被害で  
ないものは  
仮置場へ  
出せません

ご家庭の毎日の生活で出る「燃やすごみ」は、通常どおり収集しています。朝 8:30 までに出してください。

<文案 7> 避難所ごみの分別

## ごみのおしらせ

朝霞市クリーンセンター 048-456-1593

避難所でのごみは、5種類に分けて出してください。

0月00日発表・内容は今後変わることがあります。

避難所での生活で  
出たごみ

下表の5種類  
に分別する

避難所内の〇〇（場所）  
へ持ち込み

容器プラスチック	食事の容器、包装など「プラ」マークの付いたもの（軽く洗う）
ダンボール	断面が波型になっているダンボール
布類	衣服、毛布など
燃やすもの	紙、汚れが取れないプラスチックなど
燃やせないもの	避難所の生活で使ったもので、上記4種類以外のもの

ご自宅  
で被害を受けて  
こわれたもの

16種類  
に分別する

仮置場（朝霞の森）  
へ持ち込み

◆ご自宅等で出たごみは、避難所に持ち込まないでください。

◆避難所内のごみ集積所では、監視員が分別を指導しています。

分別  
QRコード

### 3. 2 相談窓口

市民からの相談に対応するため、ごみに関する専用相談窓口を設置し、一元的に対応します。相談内容については、情報共有を図るため、すべて記録を残して集約します。災害廃棄物の排出方法などの案内ちらしは、本市の広報手段だけでは十分に行き渡らない可能性があることから、自治会などの協力を得て広報に努める一方、相談内容を自治会などで集約して受け付けることで、効率よく対応できる体制を整えるようにします。

### 4 発災時における県への事務委託

被害の規模によっては、処理能力不足、職員の人員不足などの理由で、本市だけでは災害廃棄物のすべてを処理しきれない事態が想定されます。このような場合、県への事務委託を検討するものとします。

県へ事務を委託した場合、県は主体的に災害廃棄物の処理を実施することになります。このため、本市と県の役割分担を明確にする必要があります。

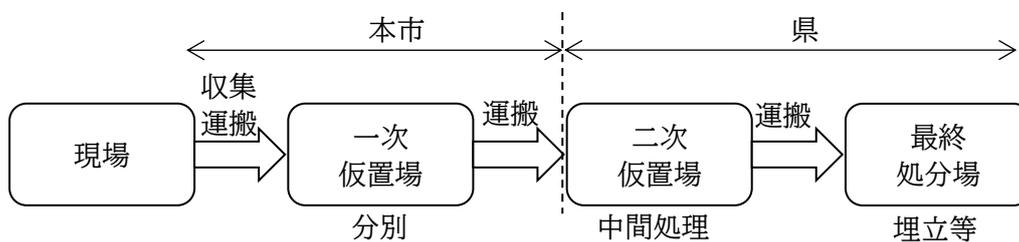


図 3-40：役割分担設定の例

## 5 災害廃棄物処理実行計画

災害の初動対応を終えたのち、実際の被害状況や災害廃棄物発生状況などを踏まえ、計画的な処理が必要と判断される場合には、災害廃棄物処理実行計画を策定するものとします。計画の策定にあたっては、国や県の処理指針等、処理実行計画等と内容の整合を図るようにします。

表 3-41：災害廃棄物処理実行計画の記入事項例

第1章 計画の目的と概要
1 計画の目的
2 計画の位置付け
3 災害廃棄物の処理基本方針
4 対象地域
5 処理の目標
第2章 被害状況と災害廃棄物発生量
1 建物等の被害による発生量
2 避難所等から発生する廃棄物・し尿の発生量
3 災害廃棄物の総発生量
第3章 処理体制
1 処理容量の検討と外部委託の方針
2 仮置場の管理運営体制
3 処理運営体制
第4章 処理方法
1 処理対象の廃棄物
2 品種ごとの処理方法・最終処分方法
第5章 処理スケジュール
第6章 計画の見直し

処理の進捗に伴って、当初では推測できなかった課題が発生することが見込まれます。また、処理方法や処理費用などの面で、当初とは検討条件が変化することも考えられます。このため、状況の変化を注視しながら、計画を随時見直していく必要があります。

## 6 国庫補助

災害廃棄物の処理には、国庫補助の制度があります。活用にあたっては、種々の手続きや報告が必要となることから、国や県と調整を図りながら事務を進めていく必要があります。

廃掃法では、災害廃棄物の処理に要した費用の補助が規定されており、同法施行令では、要した費用の二分の一以内を補助すると規定されています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (国庫補助) 第二十二條 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。
--

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (国庫補助) 第二十五條 法第二十二條の規定による市町村に対する国の補助は、災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理に要する費用の二分の一以内の額について行うものとする。
--

実際の制度としては、災害廃棄物の処理に要した費用に対する補助金と、災害で被害を受けた廃棄物処理施設の復旧費用に対する補助金があります。以下、「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金実施要領」(環境省)から抜粋する形で、制度の概要を示します。

### ○災害等廃棄物処理事業費補助金

<b>補助対象事業の範囲</b>
①市町村が災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる <u>廃棄物の収集、運搬及び処分</u> に係る事業(民間事業者及び地方公共団体への委託事業を含む。以下同じ。) ②市町村が特に必要と認めた <u>仮設便所、集団避難所等</u> により排出されたし尿の <u>収集、運搬及び処分</u> に係る事業であつて、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく避難所の開設期間内のもの
<b>補助対象経費</b>
①労務費(「公共工事設計労務単価」の区分による) ②自動車、船舶、機械器具の借上料 ③自動車、船舶、機械器具の燃料費 ④機械器具の修繕費 ⑤し尿及びごみの処分に必要な薬品費 ⑥処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費 ⑦条例に基づき算定された手数料(委託先が市町村である場合に限る。当該手数料に①から⑥の経費が含まれている場合には、当該経費を控除した額とする。) ⑧委託料
<b>補助対象から除外されるもの</b>
①1市町村の事業に要する経費が、指定都市及び構成に指定都市を含む一部事務組合又は広域連合にあっては事業費800千円未満のもの ②1市町村の事業に要する経費が、その他の市町村及び構成に指定都市を含まない一部事務組合又は広域連合にあっては事業費400千円未満のもの ③漂着ごみ被害にあっては、①又は②のほか、アからエのいずれかに該当するもの (ア) 海岸保全区域内の漂着ごみ被害 (イ) 災害に起因しない漂着ごみ被害にあっては、1市町村における処理量が150m <sup>3</sup> 未満のもの (ウ) 著しく管理を怠り、異常に堆積させたもの (エ) 国土交通省又は農林水産省所管の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の適用を受ける区域

○廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金

補助対象事業の範囲	
都道府県、市町村、廃棄物処理センター、PFI 選定事業者、広域臨海環境整備センター及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社が設置した施設であって、次の各号に掲げる施設の災害復旧事業とする。	
①一般廃棄物処理施設	
②浄化槽（浄化槽市町村整備推進事業実施要綱（平成 6 年 10 月 20 日衛浄第 67 号）及び公共浄化槽等整備推進事業実施要綱（令和 2 年 3 月 31 日環循適発第 20033115 号）による事業に限る。）	
③産業廃棄物処理施設	
④広域廃棄物埋立処分場	
⑤PCB 廃棄物処理施設（中間貯蔵・環境安全事業株式会社が運営するものに限る。）	
補助対象経費	
補助対象となる経費は、循環型社会形成推進交付金交付要綱、廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱、広域廃棄物埋立処分場施設整備費国庫補助金交付要綱、及び廃棄物処理施設整備費及び廃棄物処理施設整備費（PCB 廃棄物処理施設廃棄物処理施設整備事業）国庫補助金交付要綱を準用する。	
補助対象から除外されるもの	
① 1 施設の災害復旧事業に要する経費が次の表に掲げる金額未満のもの	
施設名	金額
一般廃棄物処理施設	それぞれの施設ごとに、市、廃棄物処理センター及び PFI 選定事業者にあつては <u>1,500 千円</u> 、町村にあつては 800 千円 ただし、一部事務組合又は広域連合については、組合構成市町村の人口が 3 万人以上の組合にあつては 1,500 千円、3 万人未満の組合にあつては 800 千円
浄化槽（浄化槽市町村整備推進事業及び公共浄化槽等整備推進事業）	市町村 <u>400 千円</u>
産業廃棄物処理施設	都道府県、市、廃棄物処理センター及び PFI 選定事業者にあつては <u>1,500 千円</u> 、町村にあつては 800 千円 ただし、一部事務組合又は広域連合については、組合構成市町村の人口が 3 万人以上の組合にあつては 1,500 千円、3 万人未満の組合にあつては 800 千円
広域廃棄物埋立処分場	市町村及び広域臨海環境整備センター <u>1,500 千円</u>
PCB 廃棄物処理施設	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 <u>1,500 千円</u>
②事務所、倉庫、公舎等の施設	
③工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの	
④維持工事とみられるもの	
⑤災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの	
⑥明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの	
⑦甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの	



## 朝霞市災害廃棄物処理計画

発行 : 朝霞市

発行年月 : 令和6年3月

編集 : 朝霞市市民環境部資源リサイクル課

〒351-0033 朝霞市大字浜崎 390-45

電話 048 (456) 1593 FAX 048 (456) 3655

